

四万十町環境基本計画

山・川・海 自然が 人が 元気です 四万十町
～ 自然と共生する未来づくり ～

目 次

第1章 四万十町環境基本計画の基本的事項	
第1節 環境基本計画とは	1
1 四万十町環境基本計画策定の背景と目的について	1
2 国の環境基本計画とは	2
3 四万十町環境基本計画の位置付け	3
第2節 環境基本計画の期間	4
第3節 環境基本計画で対象とする環境要素	4
第2章 四万十町の地域の概要	
第1節 四万十町の概要	6
第2節 四万十川の概況	7
1 四万十川及び流域の概要	7
2 四万十川の水利用及び漁業権	8
第3節 社会的状況	10
1 人口及び世帯数	10
2 産業	11
3 土地利用	15
4 交通	15
5 公共・公益施設	18
6 文化財	20
7 観光・レクリエーション	27
第3章 四万十町の環境の現状について	
第1節 自然的状況	33
1 地形・地質	33
2 気象	34
第2節 水質	36
1 公共用水域水質測定地点	36
2 水質汚濁に係る環境基準	36
3 公共用水域の水質の推移	38
4 四万十川の清流基準と水質の推移	39
第3節 ごみと資源化	41
第4節 地球環境	42
第5節 自然環境	45
1 自然環境関係の指定状況	45
2 動植物	46
第6節 環境の課題	49
第4章 望ましい環境像と基本目標	
第1節 望ましい環境像	52
第2節 施策の大綱	53

第5章 基本施策

第1節	いつまでも安全で安心して暮らせるまちづくり（生活環境）	55
1	水質・水循環の保全	55
2	大気質の保全	58
3	土壌汚染・有害化学物質対策	59
4	騒音・振動・悪臭対策	60
5	廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用	61
第2節	多彩で清らかな四万十の自然との共生（自然環境）	63
1	自然環境の保全・継承	63
2	生物の多様性の確保	66
3	自然を活用した地域交流の推進	67
第3節	景観と調和したまちづくり（快適環境）	69
1	景観の保全・継承	69
2	地域の特性を活かした景観形成	71
3	快適な環境づくり	72
第4節	地球環境にやさしい暮らし方の実践（地球環境）	74
1	省資源、省エネルギーの推進	74
2	自然エネルギー利活用の推進	76
3	オゾン層破壊・酸性雨防止対策	77
第5節	環境に配慮した行動のできる人づくり（環境教育及び環境保全活動）	79
1	子どもたちへの環境学習・教育の推進	79
2	地域における環境学習・教育の推進	80
3	環境保全活動の推進	81

第6章 リーディングプロジェクト

プロジェクト1	みんなでエコライフのまちづくり	84
プロジェクト2	四万十の資源を活かす未来づくり	87
プロジェクト3	四万十町まるごと体験交流	93

第7章 計画の推進と進行管理

第1節	計画の推進体制	96
第2節	計画の進行管理	97

資料編

資料1	四万十町環境基本条例	資料-1
資料2	環境基準	資料-6
資料3	アンケート調査結果	資料-14
資料4	四万十町環境基本計画策定の経緯	資料-43
資料5	環境用語の説明	資料-45

第1章 四万十町環境基本計画の基本的事項

第1節 環境基本計画とは

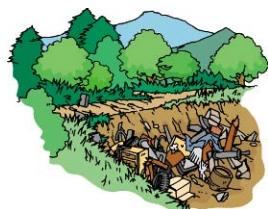
1 四万十町環境基本計画策定の背景と目的について

かつての高度成長時代、「環境問題」は「産業公害」や「大規模開発に伴う自然破壊」を意味し、比較的少数の規模が大きい事業者を対象とした法令による公害規制等により、環境問題が改善されてきました。

その後、国民生活が豊かになるにつれて、大量生産・大量消費・大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自動車公害・生活排水による水質汚濁・廃棄物の投棄・自然環境の改変といった地域レベルの環境から、地球温暖化に代表される地球規模の環境まで、広範囲に影響を及ぼすようになってきました。



これら現代の環境問題においては、国民一人ひとりの日常生活や通常の事業活動から生ずる小規模かつ多岐にわたる影響が積み重なって、環境を悪化させているという特徴があり、環境問題の改善は、国民や事業者の積極的な取り組みにかか



っているといっても過言ではありません。そのため、私たち一人ひとりの意識を高め、幅広く環境への取り組みを実践し、環境改善に結びつけていくことが求められます。

四万十町環境基本計画は、「四万十町環境基本条例」第8条の規定に基づく、「環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」であり、次の目的を達成するために策定します。

【計画策定の目的】

- ① 本町の環境行政の基本方針及び施策の方向性、長期的な目標を定める。
- ② 行政並びに町民及び事業者が、協働して環境保全に取り組んでいくための指針となる。
- ③ 町民や事業者が行政と協働して環境保全に取り組んでいくための仕組みをつくる。

2 国の環境基本計画とは

国の環境基本計画とは、「環境基本法」第15条の規定に基づいて国が定める「環境の保全に関する基本的な計画」です。この計画では、環境の保全に関する長期的な目標として、次の4つが掲げられ、実現に向けた施策の基本的な方向、各主体の役割等を定めています。

環境基本法 第15条

第15条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

国の環境基本計画の目標

- ◆環境負荷の少ない、循環を基調とする経済社会システムの実現（循環）
- ◆自然と人間との共生の確保（共生）
- ◆参加：公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現（参加）
- ◆国際的取り組みの推進

環境基本法による国の環境基本計画は、平成6年12月に第一次計画が策定されました。その後、社会情勢の変化に対応するために見直しが行われ、平成12年12月に第二次計画、平成18年4月に第三次計画が閣議決定されています。

第三次計画では、今後の環境施策の展開の方向が次のように掲げられており、これらは、今後本町において環境施策を定める上でも、基本的な方針となります。

環境政策の展開の方向（国の環境基本計画）

- ◆環境的側面、経済的側面、社会的側面が歩調を合わせて向上していくことを目指す。
- ◆自然の働きを守り、持続可能な国土と自然をつくる。
- ◆環境問題を解決する技術開発・研究を充実させ、環境問題に対して予防的に取り組む。
- ◆環境を守るために、一人ひとりの国民をはじめ、企業、団体、地方公共団体、そして国が協力しながらそれぞれの役割を果たしていく。
- ◆国際的な環境問題を解決するための取り組みやルールづくりに積極的に関わり、日本のこれまでの経験と知識を世界に発信する。
- ◆長期的な視点に立って政策を形成する。

3 四万十町環境基本計画の位置付け

四万十町環境基本計画は、「四万十町環境基本条例」第 8 条の規定に基づいて策定する地域版の環境基本計画であり、上位計画である「四万十町総合振興計画」における「町の将来像」の実現に向けて、総合振興計画を環境面から推進する計画として、また、町の環境行政の方向性を示す基本的な計画として位置付けられます。

この計画を指針として、庁内各部署が環境を重視した共通の認識を持ち、あらゆる施策・事業に取り組み、環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが期待されます。

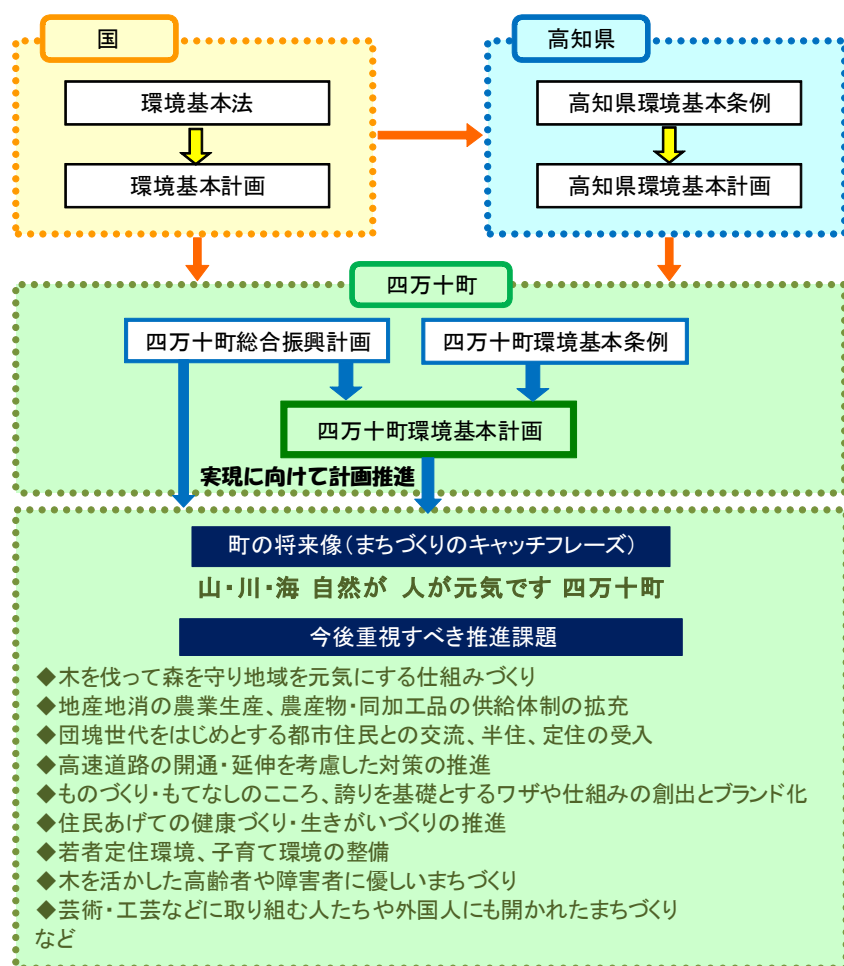


図 1-1-1 四万十町環境基本計画の位置付け

なお、これ以降のページでは、単に「環境基本計画」又は「計画」と記載した場合、「四万十町環境基本計画」をいうものとします。

第2節 環境基本計画の期間

四万十町環境基本計画は、四万十町総合振興計画を環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。このため計画期間は、総合振興計画を参考に10年間とし、計画の初年度を平成24年度（2012年度）、計画目標年度（最終年度）を平成33年度（2021年度）とします。

また、本町を取り巻く今後の社会経済情勢の変化に対応するため、計画策定5年後（平成28年度～29年度頃）をめぐりに、計画の見直しを行うこととします。

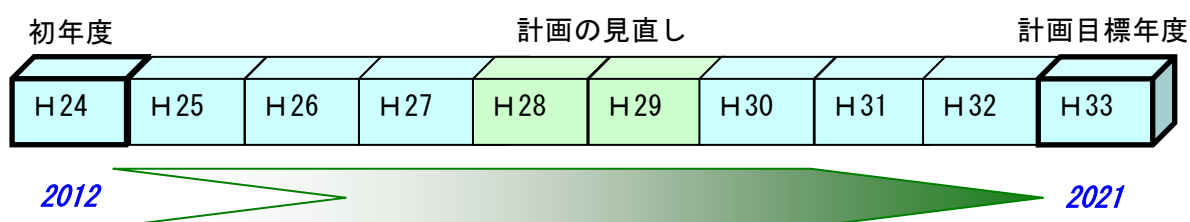


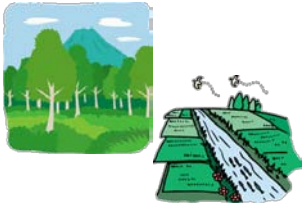
図 1-2-1 四万十町環境基本計画の期間

第3節 環境基本計画で対象とする環境要素

計画の推進にあたっては、さまざまな施策、事業、取り組みに計画の内容を織り込んでいくことにより、それらの進捗に応じて徐々に環境に配慮したまちづくりにつなげていくことが必要です。そのため、計画策定主体である行政並びに、町民及び事業者が協働して環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

四万十町環境基本計画では、あらゆる環境分野の基盤的存在ともいえる「環境教育及び環境保全活動」を環境要素の一つとして設定し、対象とする環境要素を次のとおりとします。

- ① 本町の環境の代名詞ともいえる「自然環境」
- ② かつての公害に相当し、道路交通騒音や生活排水による水質汚濁、さらにはごみ問題など町民に身近な「生活環境」
- ③ 町民の快適な暮らしと結びついた「快適環境」
- ④ 緊急な対策が必要とされる「地球環境」
- ⑤ 全環境要素に共通する基盤的存在である「環境教育と環境保全活動」

自然環境 ・ 陸上動植物 ・ 水辺や海辺の動植物 ・ 生態系 ・ 自然とのふれあい ・ 自然景観 等 	生活環境 ・ 大気質 ・ 騒音、振動 ・ 悪臭 ・ 水質、土壌 ・ 廃棄物 等 
快適環境 ・ 公園や緑地 ・ 水辺や海辺 ・ まちの美観、景観 ・ 歴史的、文化的遺産 等 	地球環境 ・ 地球温暖化 ・ オゾン層の破壊 ・ 酸性雨 等 
環境教育と環境保全活動 ・ 環境教育 ・ 町民の環境保全活動 ・ 事業者の環境保全活動 ・ 町民、事業者、行政の協働 等 	

なお、地球環境については、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨のほか、熱帯林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の国境を越える移動及び開発途上国の公害問題等がありますが、ここでは身近なところから取り組んでいける３要素を対象とします。

第2章 四万十町の地域の概要

第1節 四万十町の概要

本町は、平成18年3月20日に窪川町・大正町・十和村の2町1村が合併して誕生した町で、高知県の西部に位置し、東は太平洋・西は愛媛県に接する広大な面積を有しています。町の面積は642.04k㎡、人口は18,733人（平成22年国勢調査）です。

本町は、東から西に流れる四万十川の中流域にあり、山林が町域の約9割を占め、田畑は数%を占めるにすぎません。集落の多くは四万十川とその支流の河川沿いや台地上にあり、一部は土佐湾に面する海岸部にあります。

国勢調査時の人口と面積は、町東部の窪川地区が12,963人で278.06km²、町中部の大正地区が2,813人で199.32km²、町西部の十和地区が2,957人で164.66km²と、人口は町東部の窪川地区が多くを占めています。

交通網をみると、鉄道は香川県の多度津駅と本町の窪川駅を結ぶJR土讃線、窪川駅と四万十市の中村駅を結ぶ土佐くろしお鉄道が町域を概ね南北に横断し、窪川駅と愛媛県宇和島駅をJR予土線が東西に結んでいます。

道路は一般国道56号（高知市～松山市）と439号（徳島市～四万十市）が町を南北に横断し、同381号（須崎市～宇和島市）がそれらを接続するように町を東西に結んでいます。

産業別就業者数（平成17年国勢調査）の比率は、第一次産業が29.1%、第二次産業が21.1%、第三次産業が49.7%で、全国はもとより高知県平均（それぞれ12.9%、19.4%、67.7%）と比較しても、第一次産業の比率が高くなっています。



図 2-1-1 四万十町の位置

第2節 四万十川の概況

四万十川の中流域に位置する本町にとって、四万十川及び流域の水と緑は、本町の恵まれた自然を表す代名詞となっています。ここでは、四万十川の概況について、主に自然的な側面から記載します。

なお、「四万十川」という河川名については、従来、河川法上は「渡川」が正式名称でしたが、「日本最後の清流四万十川」として全国にその名が知られる様になったこと等により、平成6年7月に渡川水系渡川から渡川水系四万十川に改名されています。

1 四万十川及び流域の概要

ここでは「渡川水系河川整備基本方針」（平成21年2月、国土交通省）等から、四万十川の概要について記述します。

四万十川は、その源を高知県高岡郡津野町の不入山（標高1,336m）に発し、南に流れ、四万十町窪川において流れを西に向け、四万十町大正において梶原川を合流し、四万十市西土佐において再び流れを南に転じ、広見川、目黒川、黒尊川の支川を合わせ、四万十市佐田より中村平野に入り後川及び中筋川を合わせ太平洋に注ぐ、幹川流路延長196km、流域面積2,186km²の一級河川です。流域は、高知、愛媛両県にまたがり、四万十市など3市7町1村からなり、流域の土地利用は、山地が約95%、農地が約4%、宅地等の市街地が約1%となっています。流水は水力発電のほか、農業用水や水道用水として利用されています。

流域内には自然豊かな滑床溪谷を有する足摺宇和海国立公園や日本三大カルストの一つである四国カルスト県立自然公園等の豊かな自然環境・河川景観に恵まれています。

四万十川の自然環境は、河道特性、地形特性及び生物の出現状況等を勘案すると、山間溪谷部の清冽な流れの源流から佐賀取水堰までの上流部、大きく蛇行を繰り返しながら瀬淵を形成し流下し、沈下橋等による里山の景観が特徴である佐賀取水堰から四万十市佐田付近までの中流部、山地から平野部に入り四万十川の豊かな自然環境を育む広大な汽水域を有する佐田付近から河口までの下流部に大きく区分されます。



資料: 渡川水系流域及び河川の概要(国土交通省)

図 2-2-1 渡川水系の概要

2 四万十川の水利用及び漁業権

河川水の利用については、現在、農業用水として約 5,800ha に及ぶ農地のかんがいに利用されています。また、津賀発電所をはじめ、佐賀取水堰（家地川ダム）から取水して発電する佐賀発電所など 7 箇所の水力発電所により、最大出力約 45,000kW の電力供給が行われています。

四万十川における漁業権の設定状況は図 2-2-3 のとおりであり、対象魚種は、ウナギ、アユ、アマゴ等です。



資料: 渡川水系流域及び河川の概要 (国土交通省)

図 2-2-2 渡川水系における水利用状況



資料: 渡川水系流域及び河川の概要 (国土交通省)

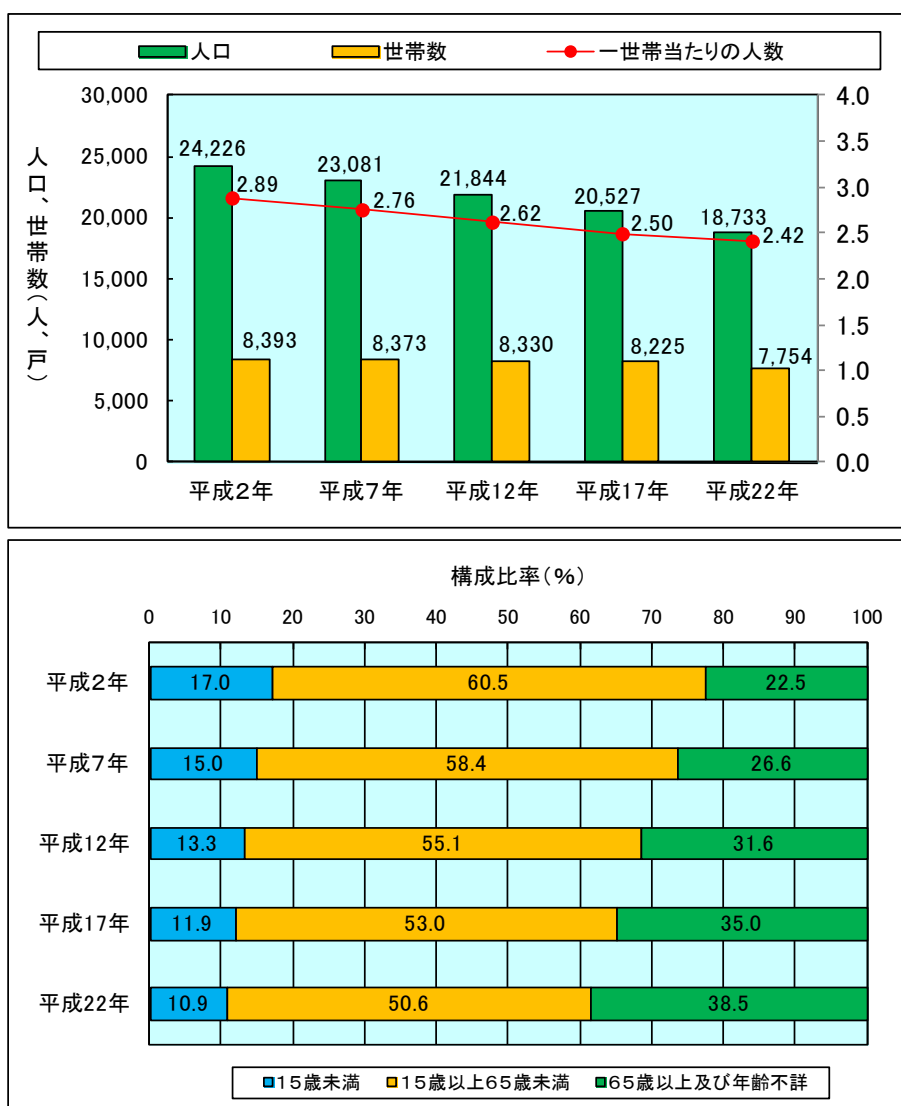
図 2-2-3 渡川水系における漁業権の設定区間

第3節 社会的状況

1 人口及び世帯数

本町の人口は図2-3-1にみられるように減少傾向にあり、平成22年10月1日現在の総人口（国勢調査）は、20年前の平成2年と比較して22.7%減少し18,733人となっています。一方で世帯数の増減数は小さく、一世帯あたりの人数は2.89人から2.42人に減少していて、世帯分離による核家族化がうかがえます。

年齢階級別にみると、平成2年以降、15歳未満の年少人口及び15歳以上65歳未満の生産年齢人口の割合はともに減少傾向にありますが、65歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



各年10月1日現在 資料:国勢調査

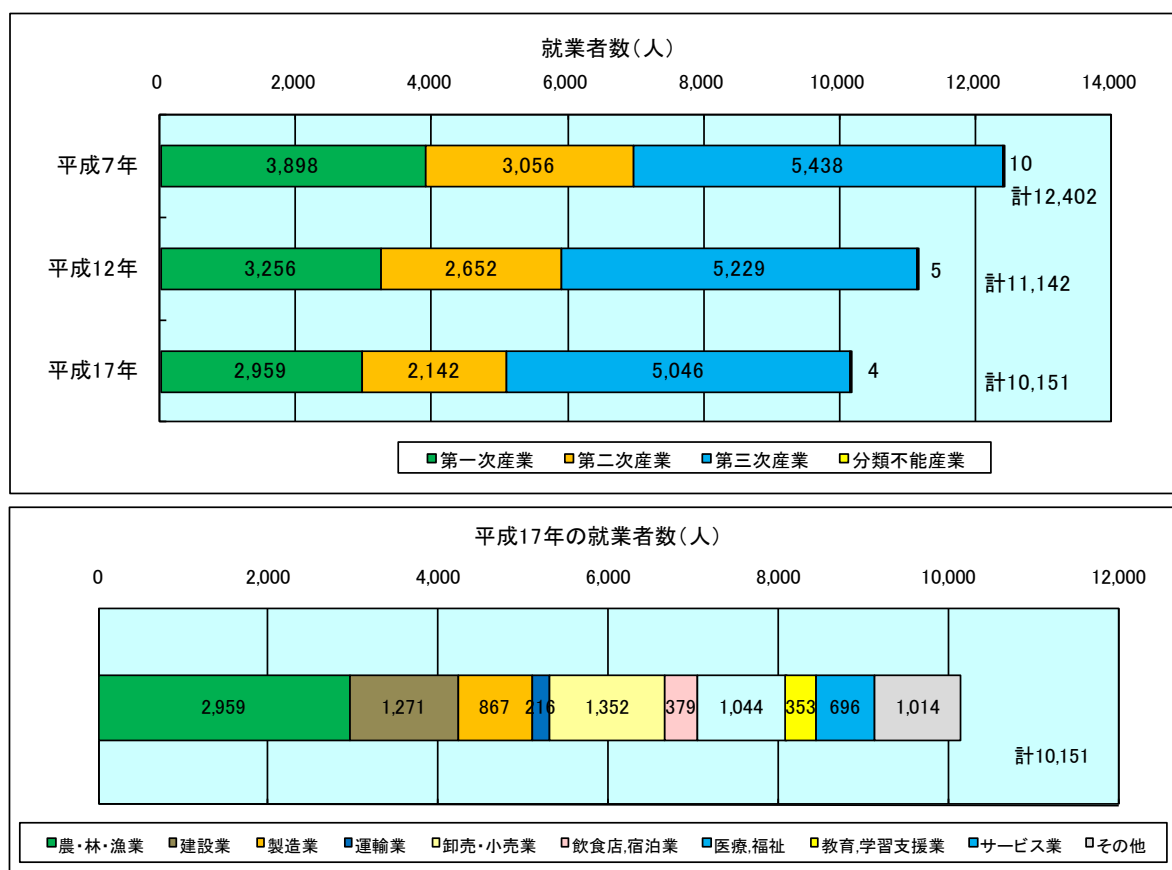
図2-3-1 人口・世帯数・年齢階級別構成比率等の推移

2 産業

(1) 産業別就業者数

平成 17 年の国勢調査による産業別就業者数（15 歳以上）は、第一次産業が 2,959 人（全体の 29.1%）、第二次産業が 2,142 人（同 21.1%）、第三次産業が 5,046 人（同 49.7%）、分類不能が 4 人（同 0.04%）となっています。

平成 17 年の就業者数を産業大分類別にみると、農・林・漁業が 2,959 人（全体の 29.1%）で最も多く、次いで卸売・小売業の 1,352 人（同 13.3%）、建設業の 1,271 人（同 12.5%）、医療福祉の 1,044 人（同 10.3%）、製造業の 867 人（同 8.5%）の順になっています。



〔注〕平成 17 年の就業者数の「その他」には、「分類不能産業（4 人）」を含む。

図 2-3-2 産業別就業者数(15 歳以上)

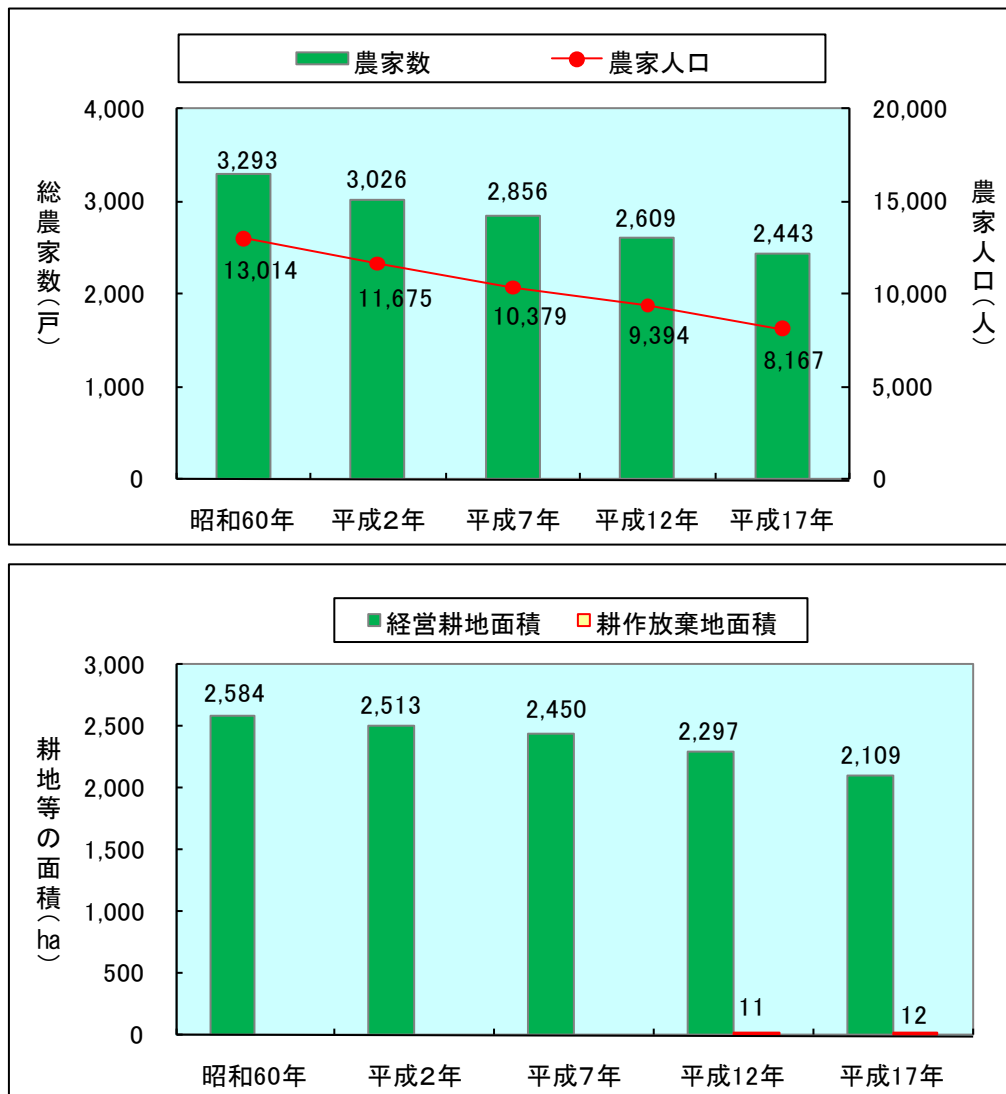
(2) 農業及び林業

① 農家数及び経営耕地面積

平成 17 年（2005 年）2 月 1 日現在の総農家数は、本町全体で 2,443 戸であり、昭和 60 年（3,293 戸）と比較して 25.8%ほど減少しています。農家人口は、平成 17 年が 8,167 人で、昭和 60 年（13,014 人）と比較して 37.2%ほど減少しています。

経営耕地面積については、平成 17 年が 2,109 ha で、昭和 60 年（2,584 ha）と比較して 18.4%ほど減少し、農家数や農家人口を下回っています。

一方、平成 12 年以降調査されている耕作放棄地の面積は、平成 17 年で 12 ha となっていました。



資料：農林業センサス

図 2-3-3 農家数及び経営耕地面積等の推移

② 森林面積

平成 22 年 2 月 1 日現在の本町の森林面積は 55,906 ha で、町の総面積(642.04 km²)の約 87%を占めています。所有形態別にみると、国有林が約 28.1%、独立行政法人等が約 3.8%、公有林（高知県、町等）が 6.4%、私有林が 61.7%を占めています。

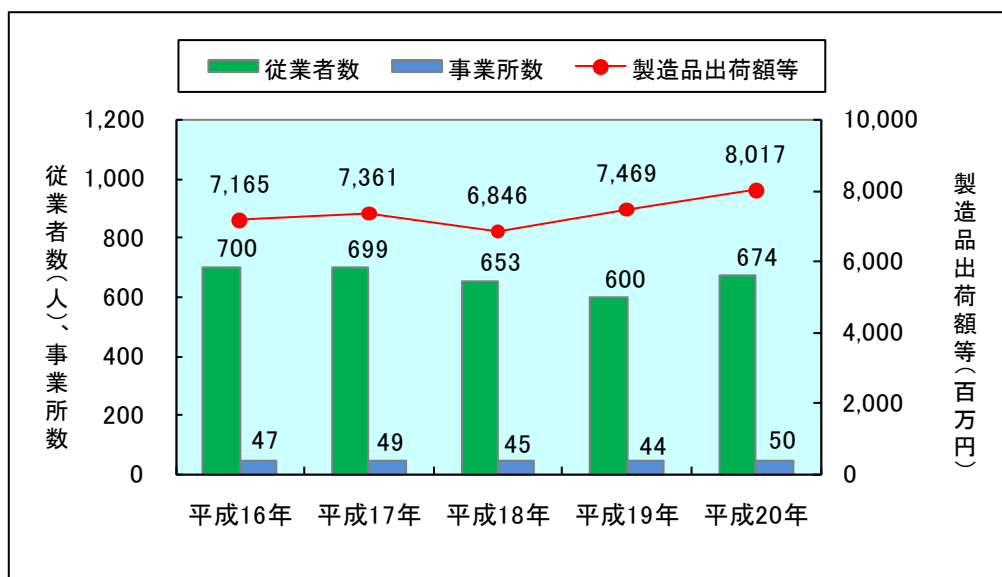
表 2-3-1 四万十町の森林面積（平成 22 年 2 月 1 日現在）

区 分	合計 (ha)	所有形態別面積 (ha)			
		国有林	独立行政法人等	公有林	私有林
合 計	55,906	15,713	2,123	3,556	34,514

資料：農林業センサス

（３）工業

平成 20 年の工業統計調査によれば、本町の製造業の事業所数（従業者 4 人以上）は 50、従業者数は 674 人、製造品出荷額等は 8,017 百万円です。産業中分類別にみると、「食料品製造業」「木材・木製品製造業」「窯業・土石製品製造業」などの従業者数や製造品出荷額等が多くなっています。



資料：工業統計調査

図 2-3-4 工業の推移(従業者 4 人以上の事業所)

表 2-3-2 産業中分類別の状況（従業者 4 人以上の事業所、平成 20 年）

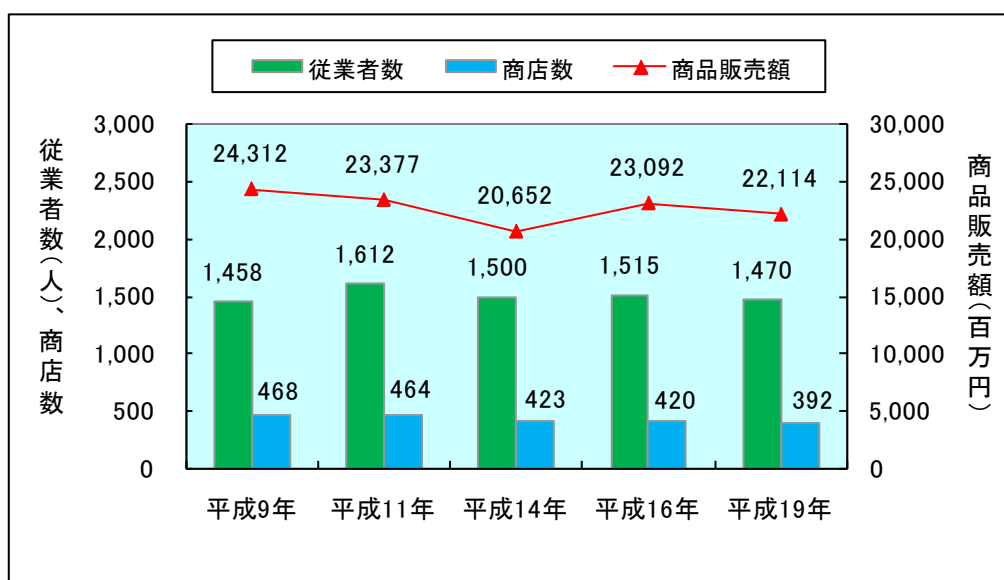
区分（産業中分類別）	事業所数	従業者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）
食料品製造業	9	223	312,630
飲料・たばこ・飼料製造業	2	17	X
繊維工業	7	64	15,624
木材・木製品製造業（家具を除く）	13	97	109,786
印刷・同関連業	1	5	X
プラスチック製品製造業	1	23	X
窯業・土石製品製造業	6	55	118,402
生産用機械器具製造業	2	69	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	11	X
合計	42	564	704,788

資料：工業統計調査

〔注〕 x：該当数はあるが、統計法により公表されていないもの

（４）商業

平成 19 年 6 月に実施された商業統計調査によれば、本町の商店数は 392、従業者数は 1,470 人、年間商品販売額は 22,114 百万円となっています。

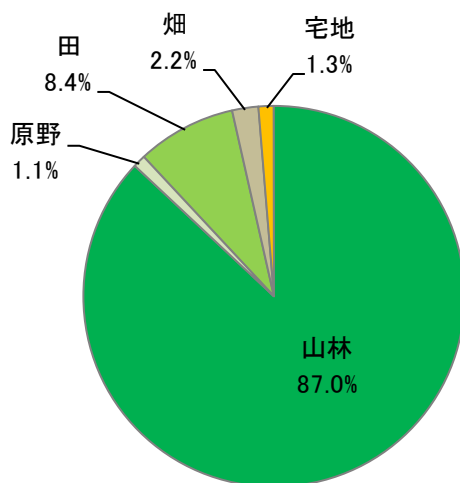


資料：商業統計調査

図 2-3-5 商業の推移

3 土地利用

平成 21 年(2009 年)1 月 1 日現在の土地利用形態別の民有地面積をみると、山林が 87.0%と大半を占めていて、田が 8.4%、畑が 2.2%、宅地が 1.3%、原野が 1.1%となっています。



資料:高知県統計書

図 2-3-6 土地利用状況(民有地:平成 21 年 1 月 1 日)

4 交通

四万十町の交通網について見ると、鉄道では、J R 土讃線が南北に走り、影野、六反地、仁井田、窪川の 4 駅が設置されています。また、J R 予土線が東西に走り、家地川、打井川、土佐大正、土佐昭和、十川の 5 駅が設置されています。

主な道路としては、一般国道 56 号、同 381 号、同 439 号及び主要地方道窪川船戸線、同興津窪川線、同大方大正線が走っていて、四万十町の幹線道路としての役割を担っています。各地点の道路交通量(平成 22 年秋期観測)は表 2-3-3 のとおりです。

表 2-3-3(1) 平日自動車類交通量(上段:台/12 時間,下段:台/24 時間)

路線名	観測地点名(図のNo.)		H22 自動車類交通量(台)			H17	H22/H17
			小型車	大型車	合計		
一般国道 56 号	影野	1	7,192	1,122	8,314	7,933	1.05
			8,592	1,385	9,977	9,678	1.03
	仁井田	2	8,599	1,301	9,900	8,824	1.12
			10,155	1,587	11,742	10,765	1.09
	字榊山	3	3,997	653	4,650	5,478	0.85
			4,818	850	5,668	6,683	0.85
	峰ノ上	4	3,997	653	4,650	5,289	0.88
			4,818	850	5,668	6,453	0.88

路線名	観測地点名（図のNo.）		H22 自動車類交通量(台)			H22 自動車類交通量(台)	H22 自動車類交通量(台)
			小型車	小型車	小型車		
一般国道 381 号	大井野	5	4, 224	367	4, 591	4, 856	0. 95
			5, 088	467	5, 555	5, 924	0. 94
	秋丸	6	4, 752	434	5, 186	4, 856	1. 07
			5, 728	547	6, 275	5, 924	1. 06
	瀬里	7	2, 696	263	2, 959	2, 870	1. 03
3, 177			285	3, 462	3, 200	1. 08	
浦越	8	1, 591	152	1, 743	1, 687	1. 03	
		1, 919	190	2, 109	1, 957	1. 08	
十川	9	2, 427	270	2, 697	2, 612	1. 03	
		2, 708	287	2, 995	2, 891	1. 04	
一般国道 439 号	下津井	10	163	23	186	306	0. 61
			172	42	214	352	0. 61
	田野々	11	324	36	360	381	0. 94
			332	57	389	413	0. 94
(主)窪川船戸線	東川角	12	1, 764	123	1, 887	1, 996	0. 95
			2, 119	164	2, 283	2, 435	0. 94
(主)興津窪川線	数神	13	650	69	719	761	0. 94
			785	85	870	928	0. 94
	与津地	14	773	86	859	909	0. 94
			934	105	1, 039	1, 109	0. 94
(主)大方大正線	打井川	15	159	27	186	197	0. 94
			194	31	225	240	0. 94
一般県道 松原窪川線	大井野	16	95	11	106	112	0. 95
			115	13	128	141	0. 91
	作屋	17	554	27	581	615	0. 94
			663	40	703	775	0. 91
一般県道 七里仁井田線	七里	18	103	9	112	119	0. 94
			125	11	136	150	0. 91

資料：平成 22 年度道路交通センサス

〔注〕 1. 観測時間帯は、12 時間が午前 7 時～午後 7 時、24 時間が午前 7 時～翌朝午前 7 時である。

2. 小型車は、乗用車と小型貨物車の交通量の合計を、大型車は、バスと普通貨物車の交通量の合計を示す。

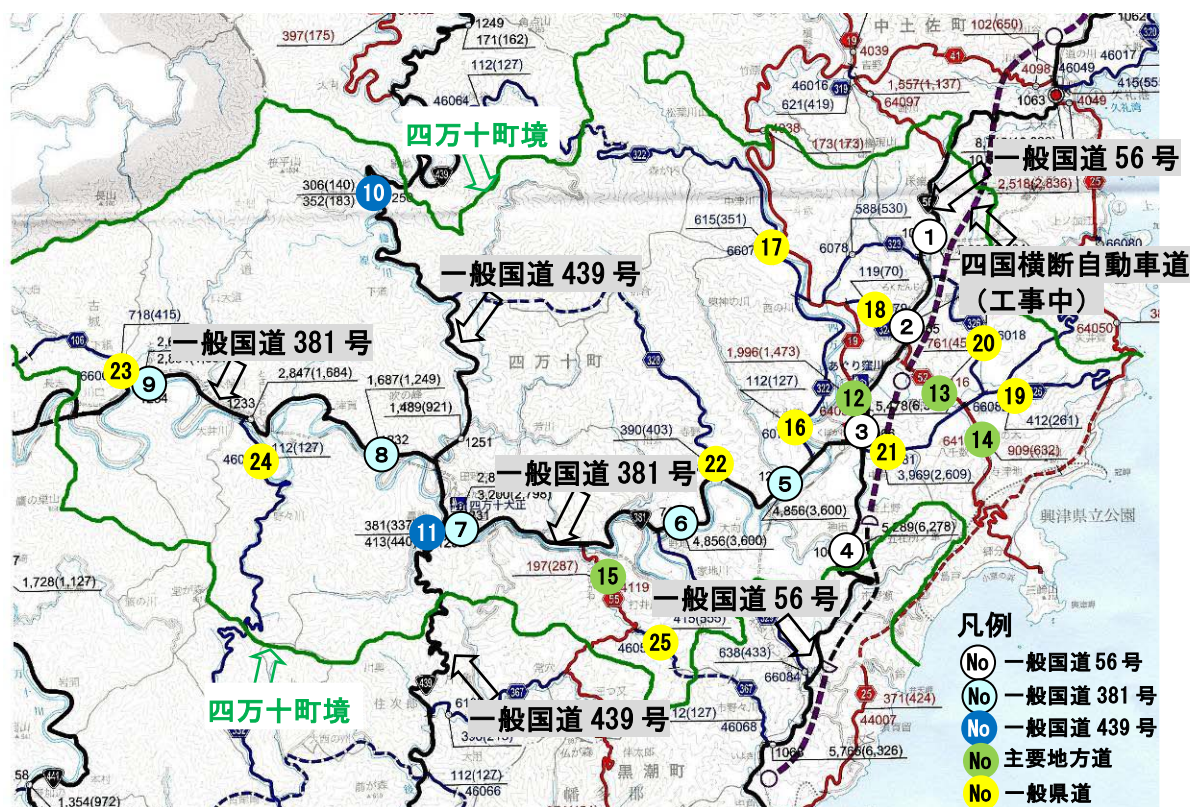
表 2-3-3(2) 平日自動車類交通量(上段:台/12 時間,下段:台/24 時間)

路線名	観測地点名(図のNo.)		H22 自動車類交通量(台)			H17	H22/H17
			小型車	大型車	合計		
一般県道 志和仁井田線	志和	19	364	25	389	412	0.94
			437	34	471	519	0.91
	-	20	487	118	605	621	0.97
一般県道 上ノ加江窪川線	見付	21	3,674	193	3,867	3,969	0.97
			4,634	277	4,911	5,001	0.98
一般県道 小味野々川口線	南川口	22	333	36	369	390	0.95
			402	44	446	491	0.91
一般県道 十和吉野線	十和川口	23	643	36	679	718	0.95
			771	51	822	905	0.91
一般県道 昭和中村線	-	24	95	11	106	112	0.95
			115	13	128	141	0.91
一般県道 住次郎佐賀線	-	25	383	9	392	415	0.94
			456	18	474	523	0.91

資料:平成 22 年度道路交通センサス

〔注〕 1. 観測時間帯は、12 時間が午前 7 時～午後 7 時、24 時間が午前 7 時～翌朝午前 7 時である。

2. 小型車は、乗用車と小型貨物車の交通量の合計を、大型車は、バスと普通貨物車の交通量の合計を示す。



資料:「道路交通量マップ」(高知県)に加筆して作成

図 2-3-7 四万十町及びその周辺の道路交通センサス観測地点

〔注〕 ○内の数字は表 2-3-3 の観測地点No.を示す。

5 公共・公益施設

本町の公共・公益施設のうち、環境保全上、特に配慮する必要があると考えられる学校や医療・福祉施設の主なものを示すと、表 2-3-4 のとおりです。(平成 24 年 4 月 1 日現在)

表 2-3-4 四万十町の主な公共・公益施設

No.	区分	施設の名称
1	大学	県立農業大学校研修課
2	高校	高知県立窪川高等学校
3		高知県立四万十高等学校
4	幼稚園	四万十町立田野々幼稚園
5	保育所	四万十町立小鳩保育所
6		四万十町立昭和保育所
7		四万十町立東又保育所
8		四万十町立興津保育所
9		四万十町立見付保育所
10		四万十町立田野々保育所
11		四万十町立大奈路保育所
12		四万十町立北ノ川保育所
13		四万十町立ひかり保育所
14		窪川児童福祉協会くぼかわ保育所
15		窪川児童福祉協会松葉川保育所
16		窪川児童福祉協会川口保育所
17	小学校	四万十町立昭和小学校
18		四万十町立十川小学校
19		四万十町立広井小学校（休校）
20		四万十町立窪川小学校
21		四万十町立丸山小学校（休校）
22		四万十町立川口小学校
23		四万十町立口神ノ川小学校（休校）
24		四万十町立家地川小学校（休校）
25		四万十町立若井川小学校（休校）
26		四万十町立七里小学校
27		四万十町立米奥小学校
28		四万十町立仁井田小学校
29		四万十町立影野小学校
30		四万十町立東又小学校
31		四万十町立志和小学校（休校）
32		四万十町立興津小学校
33		四万十町立田野々小学校
34		四万十町立北ノ川小学校
35		四万十町立大奈路小学校

No.	区分	施設の名称
36	中学校	四万十町立大正中学校
37		四万十町立窪川中学校
38		四万十町立興津中学校
39		四万十町立昭和中学校
40		四万十町立十川中学校
41		四万十町立北ノ川中学校
42	医療・福祉施設	くぼかわ病院
43		大西病院
44		高幡西部特別養護老人ホーム組合「四万十荘」
45		高幡西部特別養護老人ホーム組合「窪川荘」
46		四万十町デイサービスセンターさくら貝
47		四万十町デイサービスセンター緑林荘
48		四万十町大正健康管理センター
49		四万十町国民健康保険大正診療所
50		四万十町デイサービスセンター百年荘
51		四万十町国民健康保険十和診療所
52		四万十町十和保健センター
53		四万十町十和隣保館
54		四万十町十和高齢者生活福祉センター
55		見付老人憩いの家
56		中津川憩いの家
57		田野々憩いの家
58		十川老人憩いの家
59		大井川老人憩いの家
60		四万十町大正老人福祉センター
61		四万十町十和高齢者生活支援ハウス
62		四万十町十和認知症高齢者グループホーム
63		四万十町昭和高齢者創作館
64		四万十町十和農家高齢者創作館
65		四万十町大井川縫製共同作業場
66		興津診療所
67		四万十下津井ヘルスセンター
68		しまんと町社会福祉協議会

6 文化財

本町の文化財は、表2-3-5及び表2-3-6のとおりです。（平成24年4月1日現在）

表 2-3-5 四万十町の文化財(国指定及び県指定)

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
1	国指定	重要文化財(建造物)	旧竹内家住宅	四万十町大正	S47・5・15	
2		重要無形民俗文化財	『土佐の神楽』 一幡多神楽	四万十町久保川	S55・1・28	
3		史跡名勝記念物	仁井田のヒロハチシャノキ	四万十町魚の川	S18・8・24	
4			小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	四万十町小鶴津	H23・2・7	
5		登録有形文化財(建造物)	一斗俵沈下橋	四万十町一斗俵	H12・12・4	
6			北の川口橋	四万十町昭和	H20・3・7	
7			里川橋	四万十町浦越	〃	
8			旧大正林道佐川橋	四万十町字ヲグラトコ	〃	
9			木屋ヶ内橋	四万十町木屋ヶ内	〃	
10			旧大正林道柿ノ木サコ橋	四万十町木屋ヶ内	〃	
11			旧大正林道木屋ヶ内トンネル	四万十町木屋ヶ内	〃	
12			旧大正林道ユス谷川橋	四万十町字江師	〃	
13			ユス谷川橋	四万十町字江師	〃	
14			大正橋	四万十町大正字尾崎	〃	
15			旧門脇家住宅主屋	四万十町大正	〃	
16		重要文化的景観	四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来	四万十町	H21・2・12	H23・9・21 【追加】
17	重要文化的景観	大正奥四万十区域(24ヶ所)	久木ノ森風景林(2001年の森)	四万十町大正中津川	〃	
18			梶原川	四万十町下津井～大正	〃	
19			中津川	四万十町大正中津川～大奈路	〃	
20			久保谷風景林	四万十町大正中津川 四万十町窪川中津川	〃	
21			町道久木ノ森線	四万十町大正中津川	〃	
22			町道中津川成川線	四万十町大正中津川～ 国有林薄木山	〃	
23			サワタリ橋	四万十町大正中津川	〃	
24			木屋ヶ内橋	四万十町木屋ヶ内	〃	
25			旧大正林道佐川橋	四万十町下津井	〃	
26			旧大正林道柿ノ木サコ橋	四万十町木屋ヶ内	〃	国登録 有形文化財
27			旧大正林道ユス谷川橋	四万十町江師	〃	国登録 有形文化財

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
28	重 要 文 化 的 景 観	大正奥四万 十区域 (24ヶ所)	旧大正林道西ノ川1号線	四万十町大正大奈路	H21・2・12	国登録 有形文化財
29			ユス谷川橋	四万十町江師	〃	国登録 有形文化財
30			旧大正林道木屋ヶ内トンネル	四万十町木屋ヶ内	〃	国登録 有形文化財
31			国道439号線	梶原町境～ 国道381号線まで	〃	
32			町道大奈路下道線	四万十町西ノ川～ 国有林道下山	〃	
33			町道下道下津井線	四万十町下道～下津井	〃	
34			町道下津井線	四万十町下津井	〃	
35			町道大奈路中津川線	四万十町大正大奈路～ 四万十町大正中津川	〃	
36			河内神社	四万十町大正中津川	〃	
37			中津川の茶堂	四万十町大正中津川	〃	
38			大正中津川集落（本村・森ヶ内）	四万十町大正中津川	〃	
39			旧竹内家住宅	四万十町大正	〃	国重要 文化財
40			旧大正営林署	四万十町大正	H23・9・21	
41		四万十川 中流区域 (33ヶ所)	四万十川	四万十町弘瀬～十和川口	H21・2・12	
42			市ノ又溪谷風景林	四万十町大正	〃	
43			奥大道自然観察教育林	四万十町大道	〃	
44			古屋山林木遺伝資源保存林	四万十町大道	〃	
45			梶ヶ谷林木遺伝資源保存林	四万十町大道	〃	
46			第一三島橋	四万十町昭和	〃	
47			第二三島橋	四万十町昭和	〃	
48			三島の水田	四万十町昭和	〃	
49			小野の水田	四万十町小野	〃	
50			向弘瀬橋	四万十町弘瀬	〃	
51			上宮橋	四万十町上宮	〃	
52			向山橋（上岡沈下橋）	四万十町上岡	〃	
53			里川橋	四万十町浦越	〃	
54			新谷橋（茅吹手沈下橋）	四万十町津賀	〃	
55			大正橋	四万十町大正	〃	国登録 有形文化財
56			北の川口橋	四万十町昭和	〃	国登録 有形文化財
57			国道381号線	四万十町窪川（窪川橋）～ 四万十町井崎（四万十市境）	〃	

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
58	重要文化的景観	四万十川 中流区域 (33ヶ所)	県道大方大正線	国道 381 号線～ 四万十町打井川	H21・2・12	
59			県道秋丸佐賀線	国道 381 号線～ 四万十町家地川	〃	
60			県道昭和中村線	国道 381 号線～ 四万十町野々川	〃	
61			町道大井川西土佐線	四万十町大井川～井崎	〃	
62			町道久保川小野線	四万十町久保川～小野	〃	
63			町道四手崎線	四万十町昭和	〃	
64			町道昭和戸口線	四万十町昭和～野々川	〃	
65			町道三島線	四万十町昭和	〃	
66			町道轟藤の上線	四万十町昭和～茅吹手	〃	
67			曾我神社	四万十町小野	〃	
68			八坂神社	四万十町小野	〃	
69			願成寺	四万十町小野	〃	
70			轟集落	四万十町昭和	〃	
71			小野集落	四万十町小野	〃	
72			三島神社	四万十町昭和	〃	
73			仙花紙（泉貨紙）製作所	四万十町大井川	〃	
74		高南台地 区域 (16ヶ所)	四万十川	四万十町上秋丸～家地川	〃	
75			日野地川	四万十町日野地川～ 窪川中津川	〃	
76			森ヶ内風景林	四万十町窪川中津川	〃	
77			佛ヶ森山国有林	四万十町窪川中津川	〃	
78			水田（上壺斗俵・下壺斗俵）	四万十町壺斗俵	〃	
79			法師ノ越水路トンネル	四万十町壺斗俵	〃	
80			一斗俵大橋（一斗俵沈下橋）	四万十町壺斗俵	〃	国登録 有形文化財
81			市生原の石積み堤防	四万十町市生原	〃	
82			清水大橋	四万十町米奥	〃	
83			県道窪川船戸線	中土佐町境～ 四万十町東川角	〃	
84			上壺斗俵集落	四万十町壺斗俵	〃	
85			下壺斗俵集落	四万十町壺斗俵	〃	
86			市生原集落	四万十町市生原	H23・9・21	
87			市生原の水田	四万十町市生原	H23・9・21	
88			市生原薬師堂	四万十町市生原	H23・9・21	

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
89			高加茂神社	四万十町市生原	H23・9・21	
90	県指定	有形文化財	木造如来形立像	四万十町 熊野神社	S44・8・8	
91			木造地藏菩薩立像	四万十町 熊野神社	〃	
92			日本刀 銘備前国住長船与佐衛門祐定	四万十町	S55・5・13	
93			銅矛	四万十町 高加茂神社	S59・3・16	
94		無形民俗文化財	興津八幡宮の古式神事	四万十町興津 興津八幡宮	S39・6・12	
95			土佐の太刀踊 (川奥の花取踊)	四万十町松葉川 川奥白河神社	S40・6・18	
96			地吉の大念仏	四万十町地吉	S54・4・1	
97			古城の大念仏	四万十町古城	〃	
98		天然記念物	地吉の夫婦杉	四万十町地吉 地吉八幡宮境内	S40・6・18	

表 2-3-6 四万十町の文化財(町指定)

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
99	町指定	史跡	窪川高等小学校址	四万十町東川角	S47. 8. 1	
100			出羽左衛門の塚	四万十町大正北ノ川	S43. 3. 19	
101			下津井関番所跡	四万十町下津井	S43. 3. 19	
102			上山郷上分番頭大庄屋墓地	四万十町大正	S43. 3. 19	
103			道文神社	四万十町打井川	S43. 3. 19	
104			広瀬遺跡	四万十町広瀬	S48. 10. 1	
105			大道の番所跡	四万十町大道	S48. 10. 1	
106			四手城跡	四万十町昭和	S47. 10. 1	
107			駄馬崎遺跡	四万十町十川	H9. 6. 2	
108		選定保存技術	牛鬼の面造り	四万十町古城	S53. 7. 20	
109		天然記念物	桧原神社の大杉	四万十町高野	S47. 8. 1	
110			河内神社の大杉	四万十町川口	S47. 8. 1	
111			お雪椿	四万十町影野	S41. 5. 9	
112			松（文珠堂）	四万十町西原	S41. 5. 9	昭和53年倒伏
113			熊野大杉	四万十町大正	S42. 4. 8	
114			榎の大木	四万十町大正	S42. 4. 8	

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
115	町 指 定	天然記念物	椎の大木	四万十町大正	S43. 3. 19	
116			宝珠寺の深山白槇	四万十町昭和	S47. 10. 1	
117			天神宮の槇三本とその周辺	四万十町大道	S53. 8. 31	
118			大道のコナラの大木	四万十町大道	S53. 8. 31	
119			山瀬のお茶堂(含、ナギの木)	四万十町古城	S48. 10. 1	
120		無形民俗 文化財	桧生原の花取踊	四万十町桧生原	H10. 2. 26	
121			神事（高岡神社）	四万十町市生原	S47. 8. 1	
122			若井の花取踊	四万十町若井	S41. 5. 9	
123			茶上げ	四万十町下津井	S43. 3. 19	
124			施餓鬼	四万十町木屋ヶ内	S43. 3. 19	
125			盆踊り	四万十町打井川	S49. 11. 15	
126			お伊勢踊り	四万十町下津井	S49. 11. 15	
127			花取踊り	四万十町下津井	S49. 11. 15	
128			五ツ鹿踊り	四万十町地吉	S47. 10. 1	
129			小野の花取り踊り	四万十町小野	S47. 10. 1	
130			伊勢踊り	四万十町浦越	S47. 10. 1	
131			八社神楽	四万十町久保川	S48. 10. 1	
132			里川の盆踊(こっぱ踊り)	四万十町里川	S48. 10. 1	
133			古城の三番叟	四万十町古城	S48. 10. 1	
134			大井川の花取り踊り	四万十町大井川	S48. 10. 1	
135			古城の花取り踊り	四万十町古城	S47. 10. 1	
136			郷社星神社の秋季祭祀	四万十町十川	S53. 8. 31	
137			山瀬の虫送り	四万十町古城	S53. 8. 31	
138			天日八幡宮秋季祭祀	四万十町小野	S53. 8. 31	
139			辻堂のお茶屋上げ	四万十町河内	S53. 8. 31	
140			盆行事四万十川の精霊迎え	四万十町河内	S53. 8. 31	
141			河内のオサバイサマ祭	四万十町河内	S53. 8. 31	
142			里川の伊勢踊り、コ踊り	四万十町里川	S53. 8. 31	
143			山瀬の花祭り	四万十町古城	S53. 8. 31	
144			鍛冶の正月祭祀	四万十町十川	S53. 8. 31	
145			ふいご祭り	四万十町十川	S53. 8. 31	
146			地吉の綾踊り	四万十町地吉	S53. 8. 31	

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
147	町 指 定	無形民俗 文化財	古城の水神祭	四万十町古城	S57. 10. 1	
148			河内の花取り踊り	四万十町河内	H7. 6. 30	
149			小野伊勢踊り	四万十町小野	H7. 6. 30	
150			口大道の花取り踊り	四万十町口大道	H7. 6. 30	
151			奥大道の花取り踊り	四万十町奥大道	H7. 6. 30	
152			十川の花取り踊り	四万十町十川	H7. 6. 30	
153			川口の花取り踊り	四万十町十和川口	H7. 6. 30	
154			地吉の花取り踊り	四万十町地吉	H7. 6. 30	
155			戸川の花取り踊り	四万十町戸川	H7. 6. 30	
156			広瀬の花取り踊り	四万十町広瀬	H7. 6. 30	
157			井崎の花取り踊り	四万十町井崎	H7. 6. 30	
158			久保川の花取り踊り	四万十町久保川	H9. 6. 2	
159			浦安の舞	四万十町昭和	H9. 6. 2	
160		有形文化財	興津高祖山普観寺（観音堂）	四万十町興津	H10. 2. 26	
161			高加茂神社の銅戈	四万十町市生原	S41. 5. 9	
162			高岡神社	四万十町仕出原	S47. 8. 1	
163			文珠堂	四万十町西原	S41. 5. 9	
164			木造憎長天立像	四万十町大正	S43. 3. 19	
165			木造阿弥陀如来座像	四万十町大正	S43. 3. 19	
166			木造薬師如来座像	四万十町大正	S43. 3. 19	
167			念仏鉦	四万十町大正地区内各所	S43. 3. 19	
168			鰐口	四万十町大正地区内各所	S43. 3. 19	
169			絵馬流し方の図	四万十町大正	S43. 7. 24	
170			諸刃造り小刀	四万十町大正	S43. 7. 24	
171			木造獅子一對	四万十町大正	S43. 7. 24	
172			千羽鳥の木印	四万十町大正	S43. 7. 24	
173			法華経石	四万十町大正	S43. 7. 24	
174			茶堂	四万十町下津井	S57. 5. 20	
175			環状石斧	四万十町打井川	S57. 5. 20	
176			磨製石斧	四万十町木屋ヶ内	H14. 9. 30	
177			唐花唐草双鳥八花鏡	四万十町打井川	H14. 9. 30	

No.	指定	分類	名称	所在地	指定年月日	備考
178	町 指 定	有形文化財	木造阿弥陀如来立像と脇仏	四万十町下津井	H17. 12. 14	
179			小形有舌尖頭器	四万十町大正	H17. 12. 14	
180			旧名本家の藩政末期の襖 10 枚	四万十町十川	S55. 10. 5	
181			轟の石仏	四万十町昭和	S60. 11. 14	
182			轟の板碑	四万十町昭和	S60. 10. 14	
183			旧村当時の議会の関係書類	四万十町十川	S58. 6. 4	
184			大雲寺の厨子・木版	四万十町久保川	S63. 12. 1	
185			庄屋屋敷	四万十町大井川	H5. 1. 20	
186			河内神社	四万十町里川	H7. 6. 30	
187			河内神社	四万十町浦越	H7. 6. 30	
188			河内神社	四万十町茅吹手	H7. 6. 30	
189			河内神社	四万十町津賀	H7. 6. 30	
190			河内神社	四万十町野々川	H7. 6. 30	
191			炎神社	四万十町昭和	H7. 6. 30	
192			大井河神社	四万十町大井川	H7. 6. 30	
193			河内神社	四万十町河内	H7. 6. 30	
194			八坂神社	四万十町小野	H7. 6. 30	
195			曾我神社	四万十町小野	H7. 6. 30	
196			黄幡神社	四万十町口大道	H7. 6. 30	
197			河内天神宮	四万十町奥大道	H7. 6. 30	
198			八幡宮	四万十町古城	H7. 6. 30	
199			八幡宮	四万十町地吉	H7. 6. 30	
200			八坂神社	四万十町十和川口	H7. 6. 30	
201			黄幡神社	四万十町戸川	H7. 6. 30	
202			八坂神社	四万十町広瀬	H7. 6. 30	
203			八坂神社	四万十町井崎	H7. 6. 30	
204			郷社星神社	四万十町十川	H7. 6. 30	
205			郷社三島神社	四万十町昭和	H7. 6. 30	
206			尖頭器（十川駄馬崎遺跡遺物）	四万十町十川	H9. 6. 2	

7 観光・レクリエーション

良好な自然環境と多くの歴史・文化遺産に恵まれた本町には、それらを活用した観光・レクリエーション地点や祭り等が多くあります。代表的なものは表 2-3-7～表 2-3-10のとおりです。

表 2-3-7 四万十町の観光・レクリエーション(公園・キャンプ場)

No.	名称	地 区	概 要
1	興津県立自然公園（興津海岸）	興津	興津岬から一望できる興津海水浴場は、東西約 2km に及ぶ白砂青松の渚であり、県立興津自然公園内にあります。平成 18 年度に環境省により「快水浴場百選」に認定され、夏場には多くの海水浴客で賑わっています。
2	天竺野自然公園	金上野	ふるさとの里山をイメージした、自然あふれる公園です。100 種類以上の木々が植えられ、池にはメダカやタナゴが生息しています。
3	四万十緑林公園	香月が丘	環境との調和を大切につくられた公園内には、四万十会館や野外ステージ等が存在し、他にも数多くのレクリエーション施設と文化施設があります。四万十川流域の住民の憩いとふれあいのスペースとなっています。
4	三堰キャンプ場	作屋	ゆるやかに蛇行する四万十川と広い河原には、キャンプ場が整備されています。ここでは川遊びをする親子連れが見られます。
5	オートキャンプ場「ウェル花夢」	江師	四万十川の中流域に位置し、木々の緑と清流に囲まれたキャンプ場です。
6	久木の森山風景林	大正中津川	久木ノ森山風景林は約 16 万 m ² の面積を持ち、多様な天然木で構成された貴重な森林域です。「ビンビ祭り」や「もみじ祭り」等の交流事業が催される他、溪谷でのキャンプや川遊びが楽しめます。
7	ふるさと交流センター	昭和	ふるさと交流センターは、文化・歴史、美しい自然の拠点となっています。また、広々とした芝生のキャンプサイトも設けており、カヌーやゴムボート、自転車のレンタルもあります。この辺りの四万十川は比較的流れが穏やかで、初心者でも気軽にカヌーが楽しめます。

No.	名称	地 区	概 要
8	三島キャンプ場	昭和	四万十川最大の中州にある三島キャンプ場では、川遊びやカヌーといったアウトドア体験ができます。春には、田んぼの菜の花が咲き乱れ、中洲全体が黄色一色に変わり、とてもどかな田園風景を見ることができます。
9	松葉川林間キャンプ場	日野地	松葉川温泉から 1km ほど奥に入った無料のキャンプ場です。
10	轟公園	大正	フィールドアスレチックや野外ステージ、郷土資料館などが整備された多目的公園です。公園の緑地では、シンボルである「石の風車」が回っています。

表 2-3-8 四万十町の観光・レクリエーション(橋・沈下橋)

No.	名称	地 区	概 要
11	下津井めがね橋	下津井	津賀ダムの湖畔に映る姿が眼鏡のように見えることから「下津井のめがね橋」と呼ばれています。橋はかつて林業が盛んだった頃走っていたトロッコ列車の軌道橋として昭和 19 年頃完成したもので、県の近代化遺産に指定されています。
12	三島沈下橋	昭和	三島沈下橋は二種類あり、国道 381 号線側が第一三島橋、対岸の轟集落側が第二三島橋です。
13	一斗俵沈下橋	一斗俵	一斗俵の沈下橋は昭和 10 年（1935）建設で、四万十川に現存する沈下橋の中で最も古い沈下橋として国の登録文化財に指定されています。
14	向山橋（上岡沈下橋）	上岡	上岡集落の本村と対岸の向山を結ぶ沈下橋で、地元では「上岡沈下橋」とも呼ばれています。この橋は急流に架かるため水の抵抗を考慮した曲線形状となっているのが特徴で、力強く、美しい独特の構造から個性的な橋として知られています。
15	里川沈下橋	十和	建設当初は 13 本の橋脚を持つ橋でしたが、洪水による流出を防ぐために中央部の橋脚を 1 本空けて復旧されました。現在も、そのままの状態に残されています。国の登録有形文化財（建造物）に指定されています。
16	清水大橋	米奥	上流域では、一番長い沈下橋です。アユの友掛けの好漁場ですが、現在は老朽化により車両通行止めとなっています。
17	若井沈下橋	若井	現在は廃道となっており、町の道路台帳からも外れています。アユの好漁場であるため、橋から網を投げる人も見かけます。

表 2-3-9 四万十町の観光・レクリエーション(木・トロッコ列車・観光施設等)

No.	名称	地 区	概 要
18	地吉の夫婦杉	国道 381 号線	夫婦杉は、五縁の里公園の中心にあり、県の天然記念物に指定されています。推定樹齢は 750 年を超えており、樹高は夫 60m、婦 55m、幹囲りは夫 8.35m、婦 4.75m です。一本の杉が根本から別れており、天に向かって仲良く寄り添って伸びる様は雄大で、地域のシンボルとして親しまれています。
19	ヒロハチシャの木	魚ノ川	樹齢 700 年の本町内で有数の巨木で、春には周辺の桜並木とあいまって神々しい新緑の姿が見られます。
20	お雪椿	窪川、影 野	「お雪椿」は、およそ 340 年前に修行僧の順安と地頭職の一人娘のお雪との純愛物語を伝える銘木で、町の保護文化財に指定されています。
21	トロッコ列車	窪川～宇 和島	清流四万十号は、列車の最後尾にトロッコを連結しています。蛇行する大河や、周囲の自然、そして流域の集落等を次々と見ることができます。
22	海洋堂ホビー館 四万十	大正	世界的フィギュアメーカーである海洋堂のミュージアムです。廃校になっていた打井川小学校の体育館を改装して作られました。
23	旧竹内家住宅	大正	昭和 45 年度から高知県内全域にわたって行われた古民家の実態調査で、土佐山村での建築年代・様式・意匠などの点で最も優れたものとして、昭和 47 年 5 月に国の重要文化財に指定されました。山村の暮らしを学ぶ公開の場として、広く活用されています。
24	土佐興津坂展望 台	興津	県立興津自然公園を一望できる展望台です。高知県観光振興部おもてなし課が主催する、「高知フォトスポット 100 景」にも選定されています。
25	津賀ダム	大正	天狗高原から流れる梶原川にある津賀ダムは、堤高 45.5m、堤頂長 145m のダム湖です。5 月末から 6 月にかけては、ホタルの飛び交う風景が見られます。
26	四万十川の火振り 漁		火振り漁は昔から伝わる伝統漁法で、立網を用い、川を横断するように幾重にも張って最後に松明を点し、その明かりで鮎を追い込む漁法です。シーズン中は四万十川のいたるところで松明の明かりが見えます。
27	磯釣り	興津、志 和	興津、志和の磯は高知県下でも有数の磯釣りポイントです。窪川沖はシイラの有数の漁場でもあり、大勢の釣り客が訪れます。

表 2-3-10 四万十町の観光・レクリエーション(寺社・祭り)

No.	名称	地 区	概 要
28	仁井田神社	下津井	毎年 11 月に大祭が行われ、伝統行事である花取り踊り、牛鬼等が披露されます。
29	熊野神社	大正 田野々	上山郷の郷社として毎年夏と秋に高さ 4m の牛鬼が無病息災を祈って町内を練り歩きます。
30	岩本寺	茂串町	「三度栗」「桜貝」「子安桜」「口なし蛭」「筆草」「尻なし貝」「戸たでずの庄屋」の弘法大師七不思議伝説が伝えられている四国霊場第 37 番の札所です。昭和 58 年に建立された本堂拝殿には、天井に板絵が飾られ、県内外から多数の参拝者が訪れています。
31	高岡神社	仕出原	大和時代（約 1500 年前）に創建された神社で、古くは仁井田の五社大明神といわれていました。中西権七の大太刀などが宝物となっています。毎年行われる秋の大祭では、古式行事の流鏝馬が行われ、そして七五三のお宮参りでは、晴れやかな衣装に身を包んだ子供たちが訪れ、健やかな成長を祈っています。
32	興津八幡宮大祭	興津	400 年以上の歴史がある神事で、県指定無形民俗文化財に指定されています。流鞍馬や花取踊の他、宮舟と神輿の激突では、漁師が担ぐ宮舟が神輿を突くと豊漁、農民が担ぐ神輿を宮舟の上に乗せれば豊作と伝えられている勇壮な祭りです。
33	五ツ鹿踊り	十和	旧宇和島藩・伊達文化の流れを汲むもので、締太鼓の響きと共に 5 人の子供たちが鹿に扮して、1 頭の雌鹿を 4 頭の雄鹿が奪い合う様を舞う郷土芸能です。
34	若井の花取踊り	若井	氏神の神事として昔から受け継がれてきた畑地の生命と豊作を神に祈る踊りで、貴重な民族衣装で行われます。町内の色々な地区で行われていますが、中でも川奥地区の花取踊りは県指定無形民俗文化財に、若井地区、檜生原地区の花取踊りは窪川町の無形文化財に指定されています。
35	幡多神楽	十和	昭和 55 年に国の重要無形文化財に指定された「土佐の神楽」の一つです。久保川の神主平野清記が津野山神楽より伝授されたものを基本として他の演目を加え、安政元年（1854）の秋祭りに奉納したのが始まりです。4～5 時間に及ぶ大神楽で、現在の津野山神楽には見られない古吟の舞も残されています。

No.	名称	地 区	概 要
36	台地まつり	窪川	地元住民による鳴子踊りや地域特産品の販売、農作物の品評会、書道・写真等の文化展等を行っています。
37	もみじまつり	大正中津川	中津川やまびこ会と奥四万十元気源流大正美人の会が主催している祭りで、自然の中での音楽会や里山の秋の味覚が楽しめます。
38	四万十大正あゆまつり	大正	アユとウナギのつかみ捕りの他にも参加型の競技メニューが豊富にあり、子どもから大人まで楽しめる祭りです。会場のすぐ側では「火振り漁」が行われています。
39	四万十川まつり	小野又は昭和	四万十川の河原を舞台に、水の祭典、伝統行事、郷土芸能などが盛り込まれた祭りです。
40	こいのぼりの川渡し	十川	山が新緑に染まる4月～5月になると、四万十川で色とりどりの鯉のぼりが、川面を渡る風を受けて悠然と泳ぐ姿を見ることができます。その数は500匹余りで、この季節になると県内はもとより県外からもたくさんの観光客が訪れます。
41	志和こんぶまつり	志和港周辺	志和地区で獲れた新鮮な魚介類を、その場で堪能できるまつりです。昆布入りすり身の天ぷらや伊勢エビ汁は大人気で、他にも会場で買った魚介類をその場で焼く、または刺身にして食べることができます。また、漁船に乗ってのクルージングや餅投げなども行われます。
42	川奥の花取踊り	川奥	この踊りは、今から400年前に山の獣たちが畑を荒し回るのを鎮めるために始まった踊りであると伝えられており、昭和40年に高知県無形文化財に指定されています。
43	谷千城まつり	窪川	「谷千城まつり」の谷千城は窪川町出身の軍人で、農商務大臣などを努めた政治家でもあります。その私利私欲にとらわれることのない国民を想う純粋な生きざまをストリートミュージカルで表現しています。
44	どろんこ運動会	大正中津川	地域の活性化と元気な地域づくりを進めようとした住民グループが主体で行っている運動会です。
45	家地川公園・桜まつり	家地川	町内有数の桜の名所となっており、時期になると約300本の桜が咲き誇っています。「桜まつり」では、四万十太鼓なども見ることができます。

No.	名称	地 区	概 要
46	びんびまつり	大正中津川	子供から大人までアメゴ釣りを通して緑豊かな自然を存分に楽しんでもらおうと、住民グループと商工会が主体となって行っています。
47	米・こめフェスタ	窪川	町内の山、川、海の食材を集めた「食べるお祭り」です。四万十町出身のシェフが作る限定料理や炊きたての新米の無料サービスなどがあります。



上岡沈下橋



四万十川の火振り漁



こいのぼりの川渡し



興津海岸

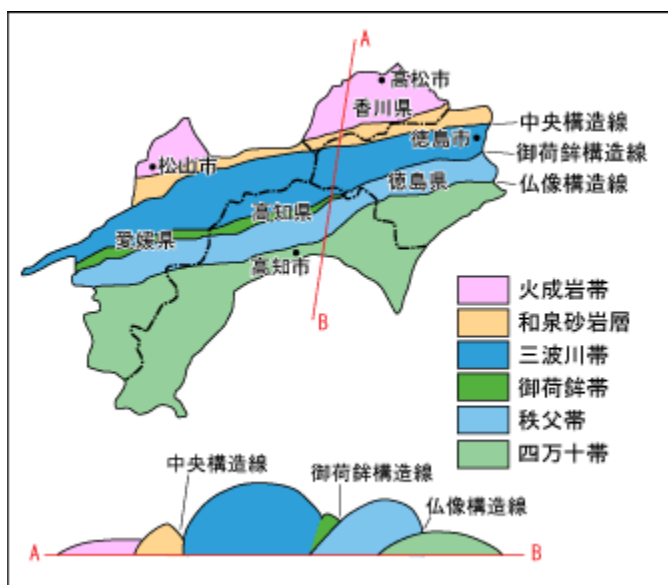
第3章 四万十町の環境の現状について

第1節 自然的状況

1 地形・地質

本町は、東から西に流れる四万十川の中流域にあり、東南部は土佐湾に面しています。北西は標高 800m～1,100m の四国山地で愛媛県と接し、四万十川が町の東部を南下し、穿入蛇行しながら途中で西に流れ、南部を横断しています。本町東部（窪川地区）は、中央部を南流する四万十流域の標高 200m の高南台地に位置し、米作地帯となっています。本町中部（大正地区）は、四万十川本流、禰原川などの狭小な河岸段丘に平野がありますが、そのほとんどを山林が占めています。本町西部（十和地区）は、地区の中心部を東から西に四万十川が蛇行して流れ、流域沿いに農地が点在しますが、約 9 割を山林が占めます。

高知県の地質は東西方向に走る構造線により、北から三波川帯、秩父累帯、四万十帯に分類され、本町の地質は主に四万十帯に区分されます。四万十帯は海洋プレートにより最も新しく生成された地質で泥岩、砂岩或いはその互層からなり、高知県の南半分を占めています。四万十帯は北から南へ順次年代が新しい整然とした地層で、地すべり災害の少ない地帯となりますが、新しく柔らかい地層が表面を覆っているため、豪雨時には斜面の崩壊や土砂の流出が多く発生し、土石流による災害を生じることがあります。



資料：中四国農政局高知三波川帯農地保全事業所

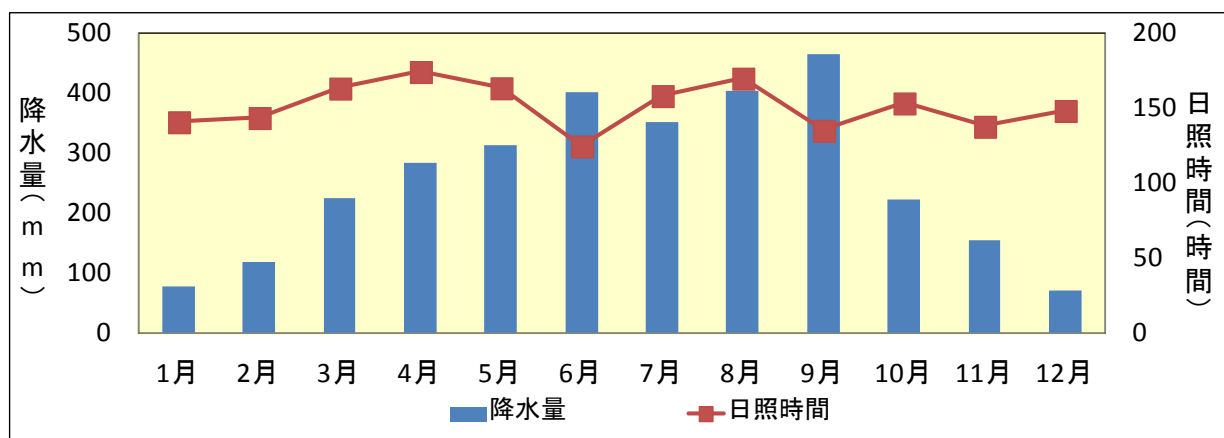
図 3-1-1 四国の地質構造

2 気象

本町では、窪川に「地域気象観測所」が、大正に「雨量観測所」が設置されています。窪川地域気象観測所における平年値では、年平均気温は 14.8℃と温暖で、年間降水量は 3,089.2 mmと非常に多く、月別では梅雨期・台風期を中心とする 6 月～9 月の降水量が顕著です。なお、高知地方気象台の平年値（平均気温：17.0℃、降水量：2,547.5 mm、日照時間：2,154.2 時間）と比較すると、温暖多雨な高知県でも降水量の多い地域となりますが、大正雨量観測所の降水量平年値は、2,704.2mm（統計期間 1981～2010）であり、同じ地域内でも気象条件に違いがみられます。

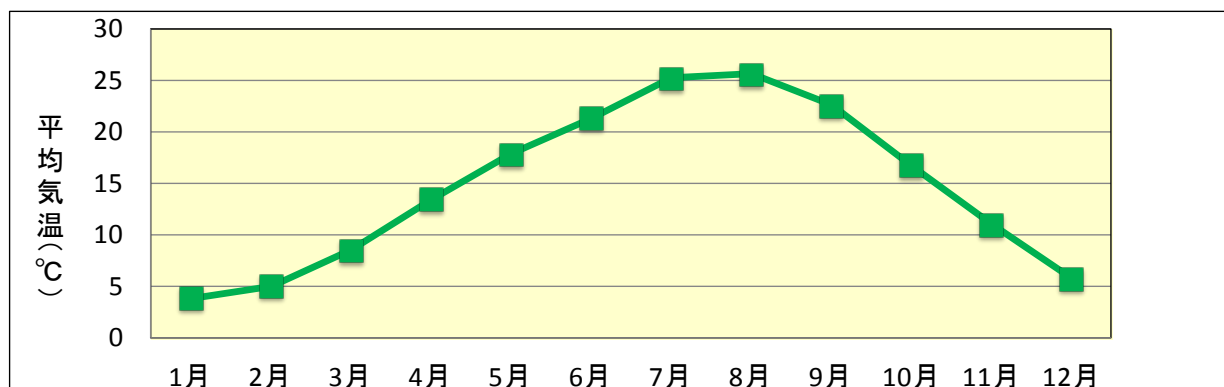
表 3-1-1 窪川地域気象観測所における平年値

平均気温 (℃)	平均風速 (m/s)	年あたり 日照時間	降水量 (mm)	統計期間
14.8	1.3	1,817.9	3,089.2	日照以外 1981～2010 日照時間 1986～2010



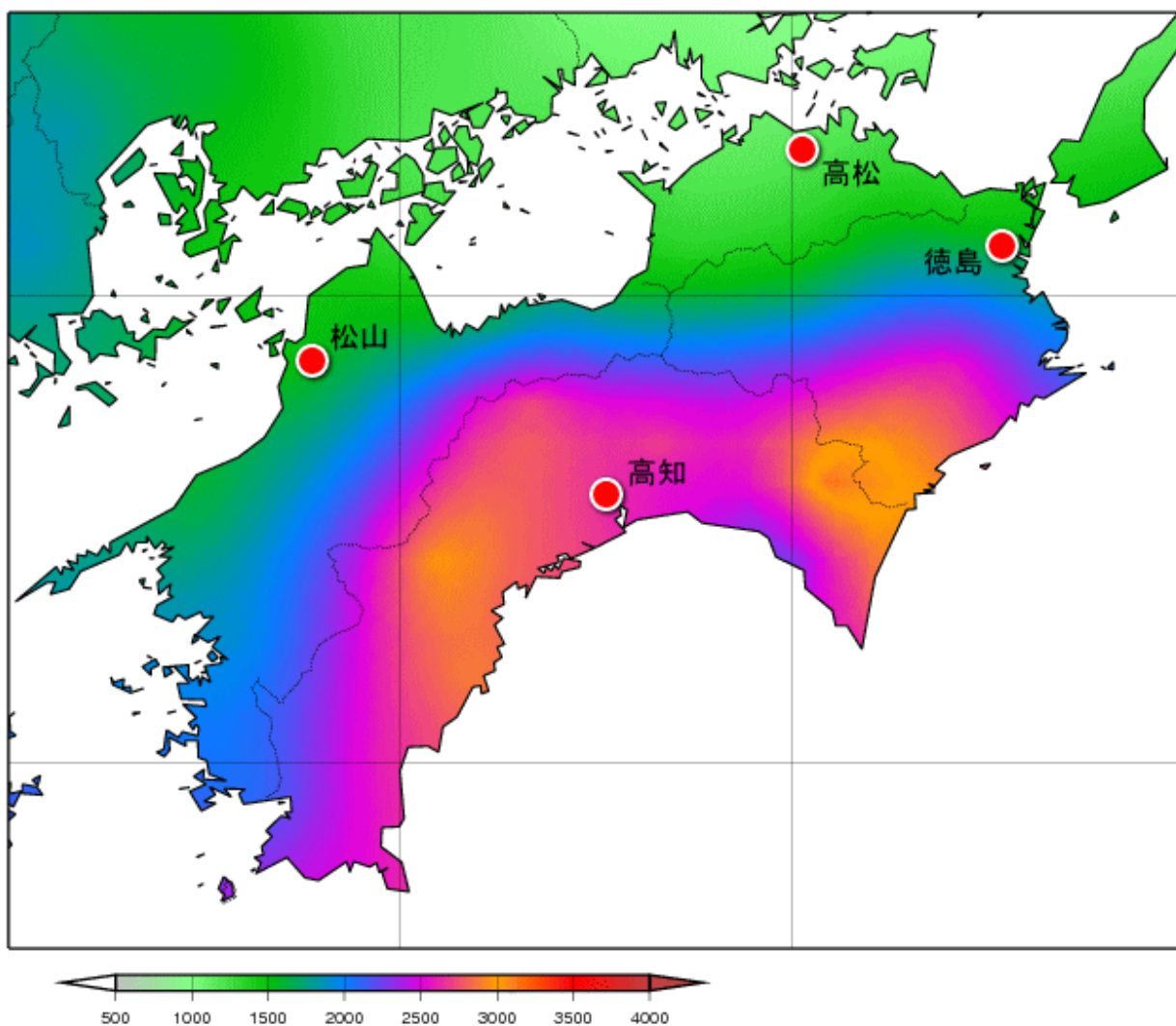
資料:気象庁

図 3-1-2 窪川地域気象観測所における降水量及び日照時間の平年値月別変化



資料:気象庁

図 3-1-3 窪川地域気象観測所における平均気温の平年値月別変化



資料: 気象庁 (平年値: 1981-2010 年統計)

図 3-1-4 四国の平均降水量

第2節 水質

1 公共用水域水質測定地点

本町周辺では、四万十川水系や中土佐地先海域で、高知県による公共用水域水質測定が行われています。以下、これらの地点の水質の推移を掲載します。



図 3-2-1 四万十町及び周辺海域の公共用水域水質測定地点

2 水質汚濁に係る環境基準

第2章で記載したように、水質汚濁に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」があり、前者はすべての公共用水域に基準値が適用されますが、後者は水域ごとに類型が指定された上で基準値が適用されます。また、後者は、河川、湖沼及び海域の別に、基準値が設定されています。

図 3-2-1 のうち四万十川本流の鍛冶屋瀬橋、大正流量観測所、家地川堰堤、昭和大桥はいずれも河川A類型に、根々崎橋（仁井田川）、奈路橋（東又川）、大正橋（梶原川）、津賀ダム放水口（梶原川）、黒潮町の藤縄橋（伊与木川）は河川A類型に指定されています。

中土佐地先海域の「St-5」は海域A類型に指定されています。

表 3-2-1 水質汚濁に係る環境基準(河川の抜粋)

類型	水域の利用目的等	BOD
AA	水道水源（簡易な浄水操作を行う）、自然探勝、その他	1 mg/L 以下
A	水道水源（通常の浄水操作を行う）、ヤマメ、イワナ等の水産生物の生息、水浴、その他	2 mg/L 以下
B	水道水源（高度の浄水操作を行う）、サケ、アユ等の水産生物の生息、その他	3 mg/L 以下
C	コイ、フナ等の水産生物の生息、工業用水（通常の浄水操作を行う）、その他	5 mg/L 以下
D	工業用水（高度の浄水操作を行う）、農業用水、その他	8 mg/L 以下
E	工業用水（特殊の浄水操作を行う）、国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）で不快感を生じない限度	10 mg/L 以下

表 3-2-2 水質汚濁に係る環境基準(海域の抜粋)

類型	水域の利用目的等	COD
A	マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物の生息、水浴、自然探勝、その他	2 mg/L 以下
B	ボラ、ノリ等の水産生物の生息、工業用水、その他	3 mg/L 以下
C	国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）で不快感を生じない限度	8 mg/L 以下

※BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほどBODが高く、有機物が分解される時に酸素が消費されて水中の酸素が欠乏し、水生生物の生息環境が悪化しやすい。

※COD（化学的酸素要求量）

水中の有機物を化学薬品で分解する時に消費される酸素の量で、海域や湖沼の有機汚濁の程度を表す代表的な項目。有機物が多いほどCODが高い。

3 公共用水域の水質の推移

図 3-2-1 の 10 地点（そのうち町外 2 地点）における、過去 10 年の BOD（河川）及び COD（海域）の推移は、図 3-2-2 のとおりです。

グラフの値は、BOD も COD も「75% 値」で表示していますが、これは、環境基準への適合状況が 75% 値で評価されるためです。75% 値とは、水質データが n 個あるとすれば、 n 個を値が低い順に並べたときの $n \times 0.75$ 番目の値で、例えば月 1 回の測定データ（年 12 個）があれば、濃度が低い方から 9 番目の値が 75% 値となります。4 個のデータであれば 3 番目の値、6 個のデータであれば 5 番目の水質の値を指します。

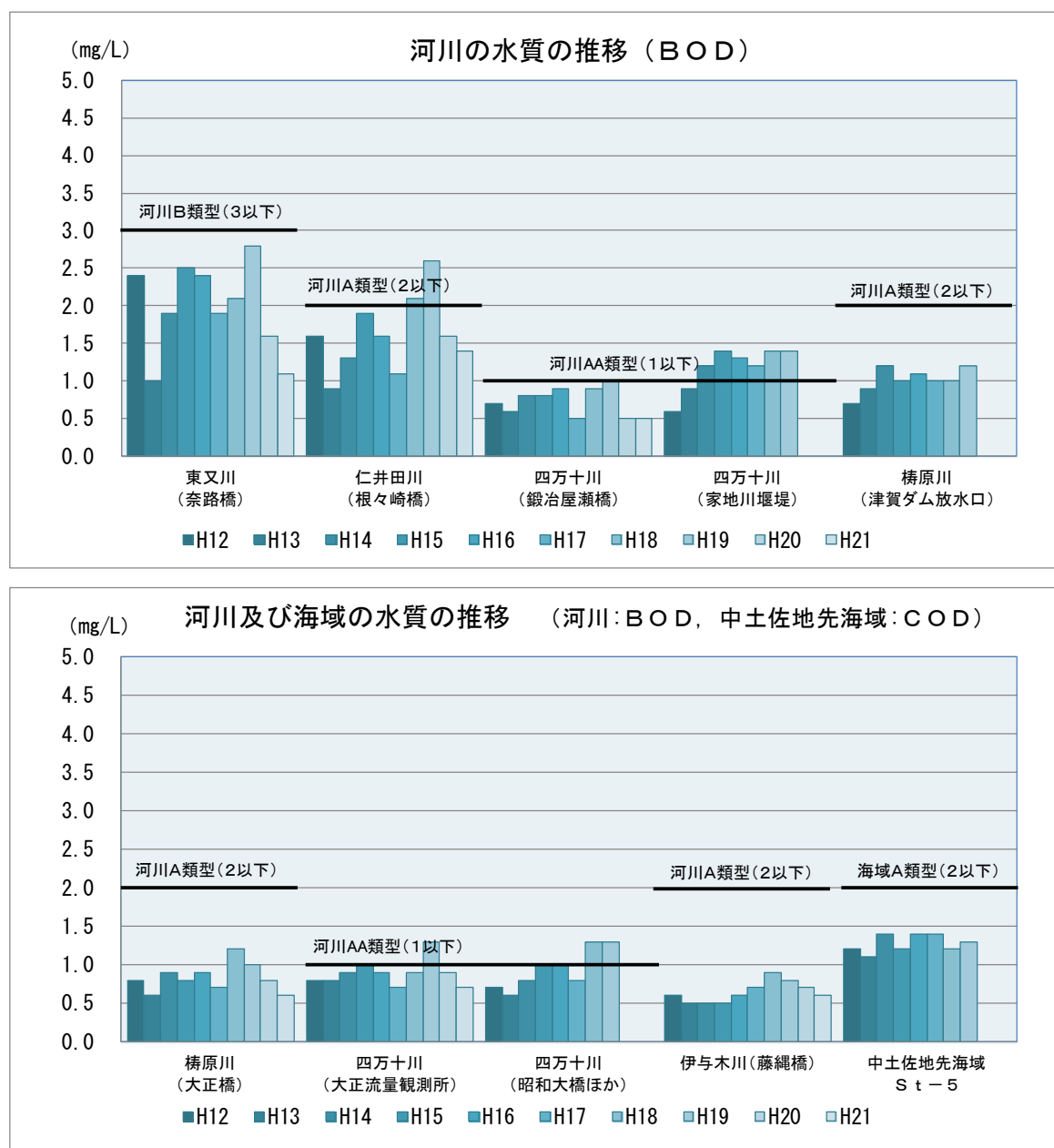


図 3-2-2 各地点のBOD又はCODの推移(75%値)

図 3-2-2 をみると大半の地点は概ね基準値に適合していますが、河川では経年的に増加傾向している地点があります。河川 A 類型に指定されている四万十川本流の 4 地点をみると、鍛冶屋瀬橋が 1.0 mg/L (平成 19 年度) で基準値をкаろうじて満足しているものの、他の 3 地点では平成 19 年度の数値においていずれも基準値を超過しています。また、仁井田川（根々崎橋）も平成 18 年度、19 年度は指定されている A 類型の基準値を超過しています。

4 四万十川の清流基準と水質の推移

高知県は、清流四万十川を県民・国民の財産として後々の世に引き継いでいくため、「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」（四万十川条例）を制定し、この条例で、清流を守るための目安となる「清流基準」を定めています。

前述の環境基準が、もともと公害防止の目的から定められたものであるのに対し、清流基準は水のきれいさをわかりやすく表現するもので、高校生や住民等が自ら調査を行って（化学分析は専門機関が担当）、水質の状態を把握しやすくするための、四万十川独自の水質基準です。

清流基準は、清流度、窒素、りん、水生生物の 4 項目について定められています。水生生物は年 3 回、その他の 3 項目は年 4 回の調査を行って、年間平均値により基準値に適合しているかどうかを評価します。

基準値のうち、清流度は、従来の透明度（海域や湖沼で測定）が鉛直方向の透明性をあらわすのに対し、水平方向の透明性をあらわすものです。また、水生生物は、確認された生物（水生昆虫や甲殻類など）を点数化（清流に棲む生物の点数が高い）して評価します。

本町内の地点に適用される基準値は表 3-2-3 のとおりです。

表 3-2-3 四万十町内の地点に適用される清流基準と測定値

基準地点		基準値（年間平均値）			
河川名	地点名	清流度	窒素（全窒素）	りん（全りん）	水生生物
四万十川	鍛冶屋瀬橋	7m以上	0.3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1
	大正流量観測所	7m以上	0.3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1
仁井田川	根々崎橋	4m以上	1.0 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	2
吉見川	四万十川合流前	3m以上	0.8 mg/L 以下	0.06 mg/L 以下	4
梶原川	田野々大橋	8m以上	0.3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1

平成 18 年度から平成 21 年度の 4 年間の清流度は、図 3-2-3 のとおりです。図 3-2-2 とは逆に、清流度は基準値のラインより上の場合に、基準値に適合しています。

図 3-2-3 をみると、平成 21 年度においては四万十川の鍛冶屋瀬橋と吉見川の吉見川橋での清流度は基準値を満足しておらず、それ以外の地点はいずれも基準値を満足しています。特に四万十川の大正流量観測所は、4 年ともに基準値を満足しています。

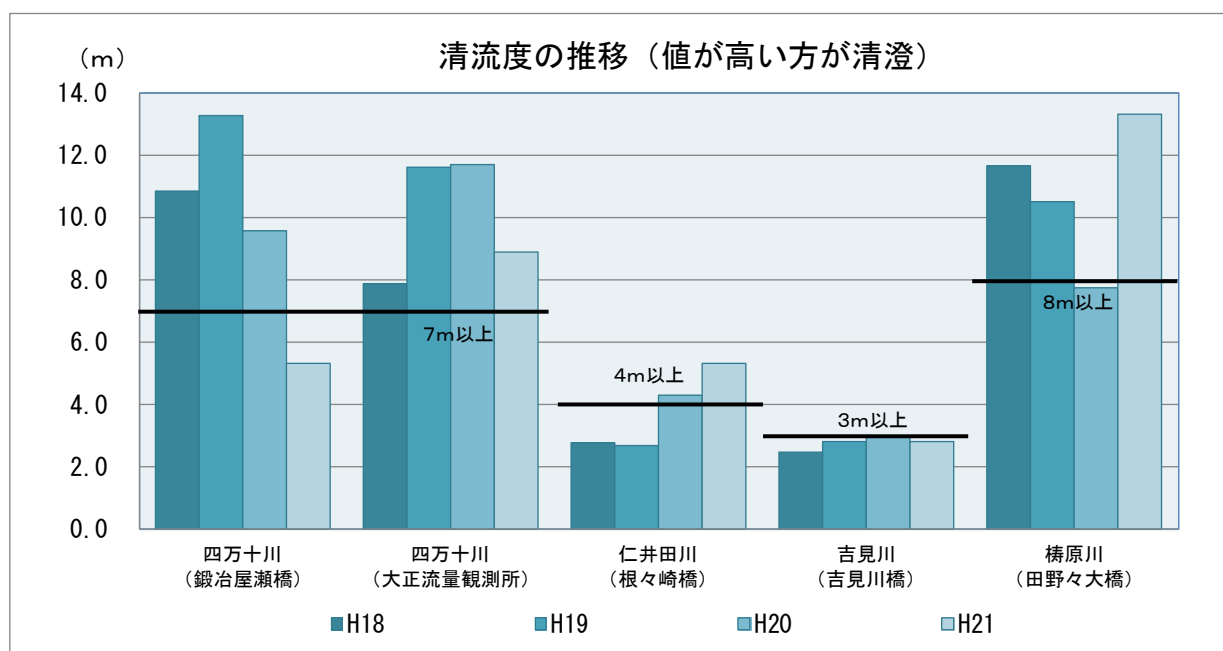


図 3-2-3 四万十町内の清流度の推移

第3節 ごみと資源化

平成21年度の本町のごみ総排出量は6,023 tで、内訳は可燃ごみが3,898 t、不燃ごみと粗大ごみ(その他ごみを含む)がそれぞれ14 tと39 t、資源ごみが847 t、直接搬入量が1,225 tとなっています。

全国平均値と比較すると、本町の一人一日あたりのごみ排出量は、平成21年度が825 g/人/日で、全国の994 g/人/日の83.0%と少なくなっています。一方、本町のリサイクル率はここ数年全国平均値を下回っています。平成21年度のリサイクル率は15.3%で、全国平均値(20.5%)を5.2%ほど下回っています。

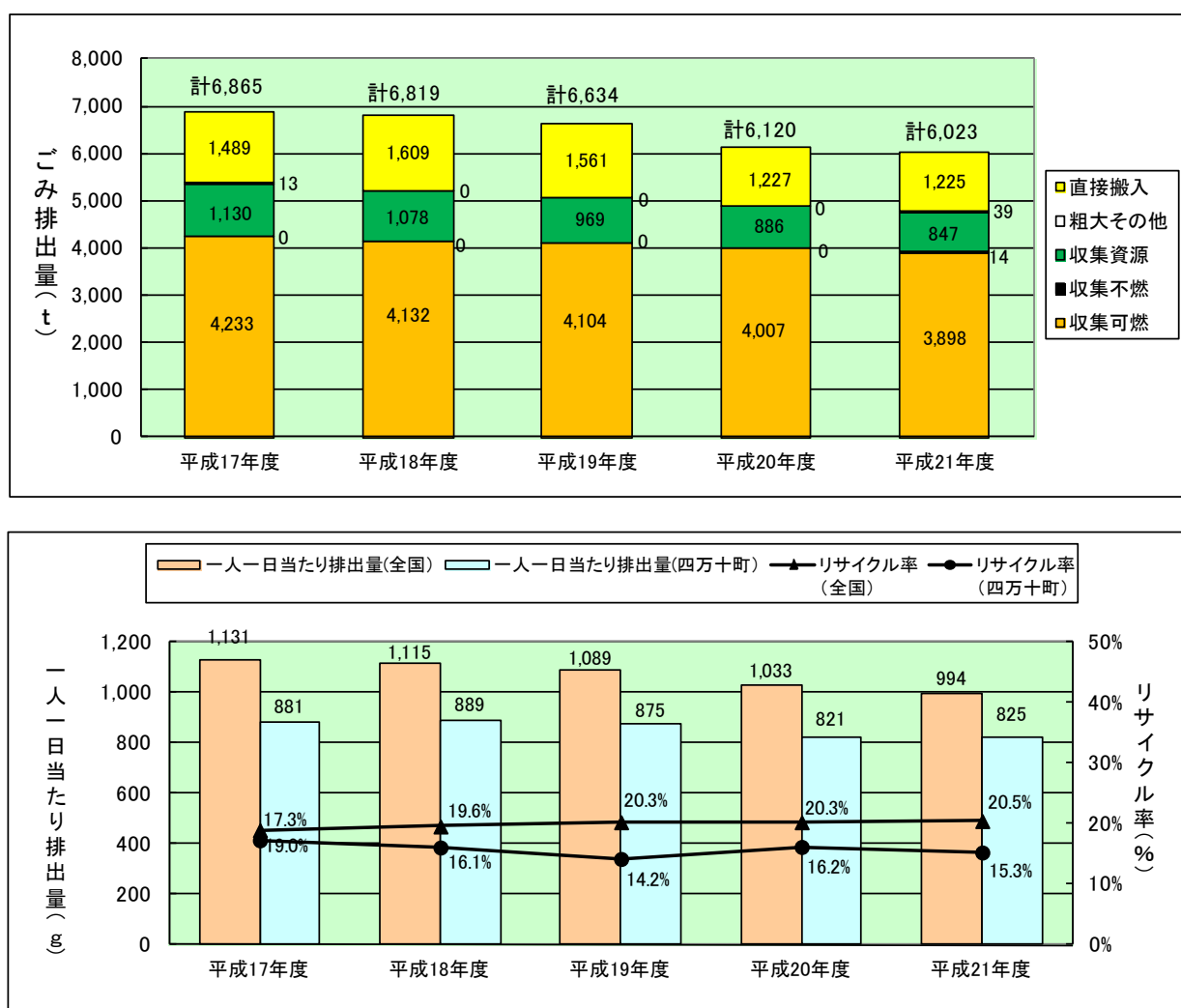


図 3-3-1 四万十町のごみ排出量の推移

第4節 地球環境

(1) 高知県内における気温の推移

高知地方気象台及び窪川地域気象観測所の年平均気温の推移を、1886年～2009年（窪川地域気象観測所は1978年以降）について示すと図3-4-1のとおりです。図には、各年の観測値に加え、変動傾向をわかりやすく示すために5年ごとの移動平均値を示しています。

高知地方気象台の移動平均値をみると、この100年で2℃程度、平均気温が上昇しています。窪川地域気象観測所の観測期間は30年程度ですが、それでも概ね14℃から15℃へと、1℃程度、平均気温が上昇していて、温暖化の傾向がみられます。

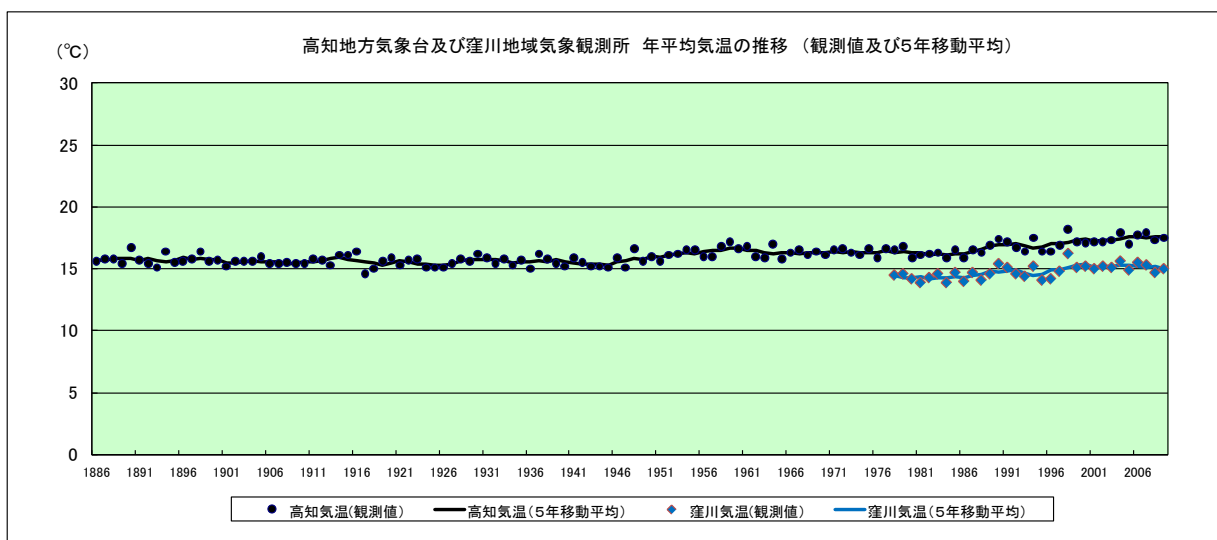


図 3-4-1 高知地方気象台及び窪川地域気象観測所における気温の推移

(2) 地球温暖化が及ぼす影響

地球温暖化は、その影響が単に気温の上昇にとどまらず、図3-4-2に示すように、気象災害（集中豪雨増加、台風の勢力増大、海面上昇による高潮被害等）、水不足、食料不足、人の健康被害、自然生態系、産業などほとんどすべての分野に関わることから、最も深刻な環境問題とされています。

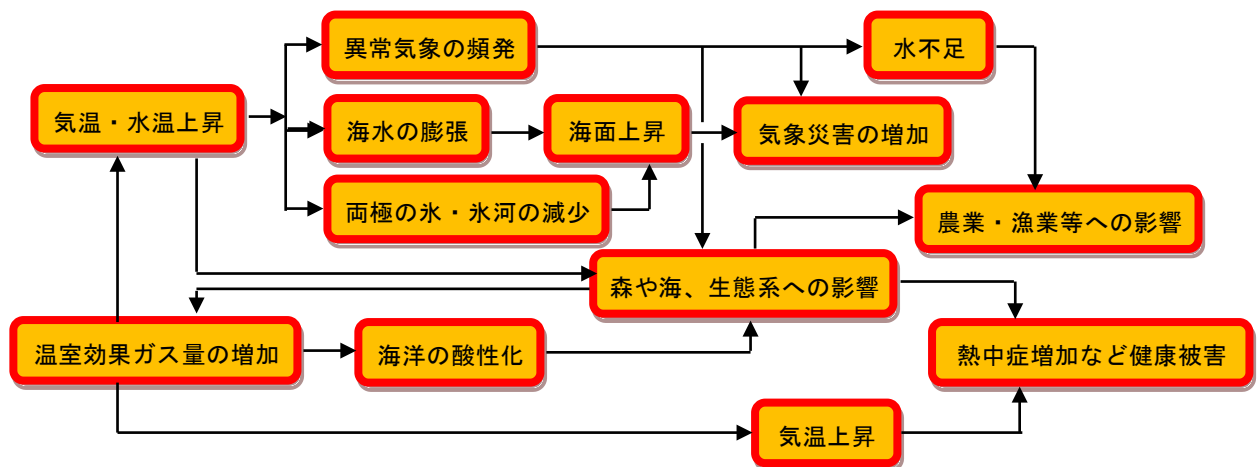


図 3-4-2 地球温暖化によるさまざまな影響

〔注〕温室効果ガス以外の影響要因は省略。

これらの影響のうち、まず生態系についていえば、毎日の食卓に上る食物から観光レクリエーションに至るまで、私たちが毎日の暮らしで享受している恵みの多くは、生態系が維持されることによってもたらされています。したがって生態系が影響を受ければそのまま、農業や漁業が影響を受けます。また、水不足は農業生産の減少に直結しますので、海外の水不足であっても、我が国にとっては、輸入できる食料の品薄・価格の高騰となって影響してきます。人の健康被害については、熱中症患者数の増加はもとより、感染症が懸念されています。

これら以外にも温暖化の影響は多々報じられていて、地球温暖化問題は遠い将来の問題や外国の問題ではなく、既に身近に起こっている問題となっています。温暖化の原因は太陽の活動等であるという説がありますが、温室効果ガスの排出量増加が温暖化を加速させていることは確実とされており、かつ地球温暖化を防止するという点で、温室効果ガスの排出量削減は人間がコントロールできる唯一の方法といっても過言ではありません。このため、国レベルではもちろんのこと、地域レベルにおいても住民、事業者及び行政が一体となって、温室効果ガスの削減対策を講じることが不可欠となっています。

(3) 温室効果ガスの排出量

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量については、「環境自治体会議環境政策研究所」が、埼玉大学や国立環境研究所の協力・推計をもとに、京都議定書の基準年である平成 2 年（1990 年）及び平成 19 年（2007 年）の、全国市町村別排出量を推計しています。

推計は、製造業からの排出、家庭からの排出、業務（製造業以外の事業所、製造業のうち管理部門の事業所）、自動車（旅客）、自動車（貨物）の別に行われていて、結果は表 3-4-1 に示すとおりです。

排出量の合計値は、2007 年が 102,371 t で、1990 年（176,845 t）の約 58%に減少しており、人口一人あたりでは 2007 年が 3.9 t で、1990 年（7.3 t）の約 53%に減少しています。部門別にみると、2007 年の排出量は 1990 年に比較して、製造業で約 21%まで減少していますが、家庭は約 121%に、自動車（旅客）は約 159%に増加しています。

このように、温室効果ガスの総量では減少していますが、個別にみると大きく増加している部門があります。また、環境省によると、平成 20 年度の温室効果ガス総排出量は、平成 19 年度に比べて 6.4%減少していますが、同省は、この原因として、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴うエネルギー需要の減少などをあげています。これらのことから、表 3-4-1 の推計値によれば温室効果ガスが削減されたように見えますが、これは必ずしも削減を意図して達成できたものではなく、家庭や自家用車など対策が必要な状況に変わりはないと考えられます。

表 3-4-1 四万十町の温室効果ガス(CO2)排出量の推計値(t/年)

年次	製造業	家庭	業務	自動車 (旅客)	自動車 (貨物)	合計	人口一人 あたり
1990 年	107,880	21,348	11,842	16,864	18,912	176,845	7.3
2007 年	22,790	25,869	11,313	26,805	15,594	102,371	3.9

資料:環境自治体会議編 環境自治体白書(平成 22 年版)

第5節 自然環境

1 自然環境関係の指定状況

一般に自然環境関連において地域指定とされるものとしては、①自然公園法・高知県立自然公園条例による「国立公園」「国定公園」「県立自然公園」、②自然環境保全法・高知県自然環境保全条例による「自然環境保全地域」「県自然環境保全地域」等、③鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による「鳥獣保護区」等があげられます。本町における自然環境関連の地域指定状況は、表 3-5-1 の興津県立自然公園となっていますが、四万十川流域は全国的にも著名な自然環境であるため、その保全は環境基本計画策定の主要な目的の一つとなります。

表 3-5-1 四万十町の自然公園

指定区分	名称	備考
県立自然公園	興津県立自然公園	興津小室の浜（海水浴場）等

また文化財保護法や高知県文化財保護条例に基づき指定された国指定及び県指定天然記念物のうち本町内で確認されるものは、表 3-5-2 になります。このうちヤイロチョウは、地域を定めずに指定されています。また町指定の天然記念物も 11 件あります。多くは寺社の巨樹等が指定される傾向があります。

表 3-5-2 四万十町の天然記念物

指定名	文化財	備考
国指定天然記念物	仁井田のヒロハチシャノキ	窪川、昭和 18 年 8 月 24 日指定
	小鶴津の興津メランジュ及びシュードタキライト	窪川、平成 23 年 2 月 7 日指定
県指定天然記念物	地吉の夫婦杉	十和、昭和 40 年 6 月 18 日指定
	ヤイロチョウ	地域を定めず、平成 5 年 4 月 1 日指定
町指定天然記念物	お雪椿	窪川、昭和 41 年 5 月 9 日指定
	河内神社の大杉	窪川、昭和 47 年 8 月 1 日指定
	檜原神社の大杉	窪川、昭和 47 年 8 月 1 日指定
	松（文珠堂）	窪川、昭和 41 年 5 月 9 日指定 昭和 53 年倒伏

指定名	文化財	備考
町指定天然記念物	熊野大杉	大正、昭和 42 年 4 月 8 日指定
	椰の大木	大正、昭和 42 年 4 月 8 日指定
	椎の大木	大正、昭和 43 年 3 月 19 日指定
	宝珠寺の深山白槇	十和、昭和 47 年 10 月 1 日指定
	天神宮の槇三本とその周辺	十和、昭和 53 年 8 月 31 日指定
	大道のコナラの大木	十和、昭和 53 年 8 月 31 日指定
	山瀬のお茶堂(含、ナギの木)	十和、昭和 48 年 10 月 1 日指定

2 動植物

(1) 植生及び植物群落

環境省の自然環境保全基礎調査によれば、本町の代表的な現存植生として、表 3-5-3 の 15 区分が確認できます。本町は沿岸部、河川流域と周辺の山地・丘陵地からなり、植生はヤブツバキクラス域（暖温帯植生：常緑広葉樹林帯）です。本町は林野率が高いため、連続した森林植生が確認でき、自然植生としてのスダジイ群落等もありますが、本町の山地・丘陵地では、アカマツ群落やコナラ群落、竹林等の二次林や植林地等も多く面積を占めています。

また自然環境保全基礎調査では、(1) 原生林またはそれに近い自然林、(2) 稀な植物群落又は個体群等の基準により、学術上重要な群落や保護を要する群落等をリストアップする特定植物群落調査が実施されています。このうち本町では表 3-5-4 のとおり 8 カ所がリストアップされています。

表 3-5-3 四万十町の現存植生区分

No.	群落名	自然度
1	開放水域	自然裸地
2	砂丘植生	自然草原
3	河辺低木林	自然林
4	スタジイ群落	自然林
5	ウラジロガシ・サカキ群集	自然林
6	トベラ・マサキ群集	自然林
7	シイ・カシ萌芽林	二次林（自然林に近いもの）
8	アカマツ群落	二次林
9	コナラ群落	二次林
10	竹林	二次林

No.	群落名	自然度
11	スギ・ヒノキ植林	植林地
12	伐跡群落	二次草原（背の低い草原）
13	緑の多い住宅地	農耕地（水田・畑）、緑の多い住宅地等
14	畑地雑草群落	農耕地（水田・畑）、緑の多い住宅地等
15	水田雑草群落	農耕地（水田・畑）、緑の多い住宅地等

資料:環境省自然環境保全基礎調査

表 3-5-4 四万十町の特定植物群落

No.	件名	選定基準	面積(ha)
1	久保谷山の森林	自然林	104
2	三崎山の森林	自然林	96
3	久保谷山の森林	自然林	104
4	四万十川のトサシモツケ群落	特殊立地	10
5	市ノ又の暖温帯林	自然林	53
6	梶ヶ谷山のモミ林	自然林	8
7	古屋山のアカマツ林	郷土景観、貴重な個体群	9
8	市ノ又の暖温帯林	自然林	53

資料:環境省自然環境保全基礎調査

（２）動植物の分布

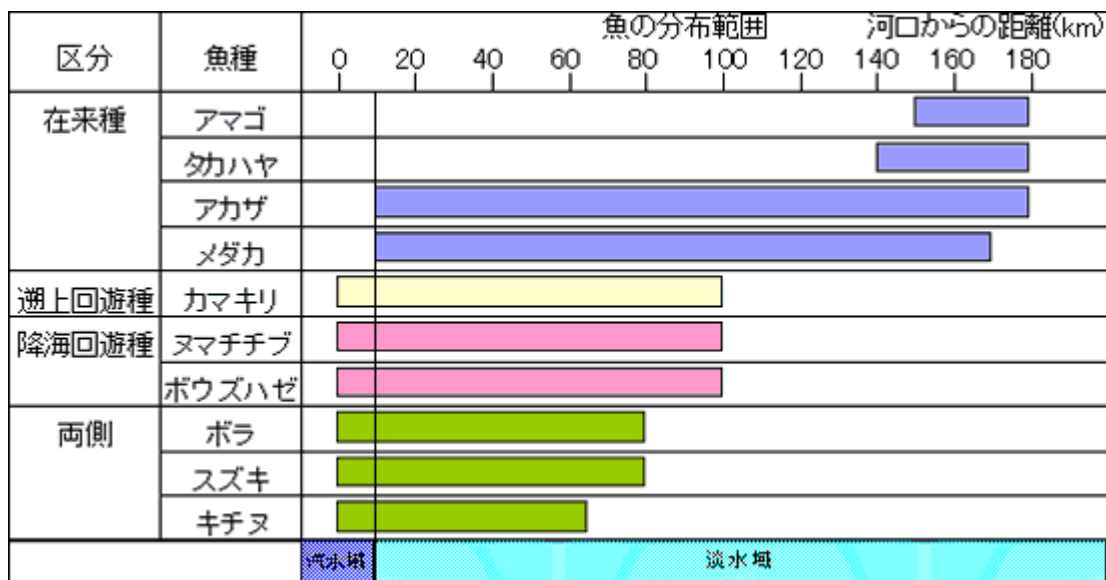
本町は高知県指定の天然記念物で、高知県版レッドデータブック（以下、県ＲＤＢ）で絶滅危惧ⅠＡ類にカテゴリーされているヤイロチョウが生息し、また絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）指定種のクマタカ（県ＲＤＢ：絶滅危惧ⅠＡ類）やハチクマ（県ＲＤＢ：絶滅危惧ⅠＢ類）等の猛禽類、アカショウビン（県ＲＤＢ：準絶滅危惧）やヤマセミ（県ＲＤＢ：準絶滅危惧）等の溪流・水系に代表される野鳥の生息が確認されています。

植物分布の一例としては、キシツツジが四万十川流域の自然河岸においては特徴的であり、トサシモツケ（県ＲＤＢ絶滅危惧Ⅱ類）も河岸岩壁や中州の露岩に自生しています。トサシモツケは岩場の少ない下流域や樹木が茂って日光が射さなくなる地点ではキシツツジとともに確認されなくなります。その他、窪川地区の海岸では、亜熱帯の海岸砂地に生息



キシツツジ

するグンバイヒルガオ（県RDB絶滅危惧ⅠA類）が確認されています。また窪川地区東又の丘陵にある湿地帯周辺では多数の希少な植物が確認されています。そこではミズキカシグサ（県RDB絶滅危惧ⅠA類）、アゼオトギリ（県RDB絶滅危惧ⅠB類）、ヒメノボタン（県RDB絶滅危惧ⅠB類）等をはじめとした高知県版レッドデータブックに掲載される58種が自生していることから、本町で用地を取得し、自然公園ゾーンとして整備する計画を進めています。環境省の自然環境保全基礎調査による動植物分布調査では、トンボ目やチョウ目等の昆虫類の報告があり、それらの中には、トラフトンボ（県RDB絶滅危惧ⅠB類）やキリシマミドリシジミ（県RDB絶滅危惧Ⅱ類）等の希少な種も確認されています。その他にも、トンボ目ではグンバイトンボ（県RDB準絶滅危惧）やムカシトンボ（県RDB準絶滅危惧）等が、チョウ目ではオオチャバネセセリ（県RDB絶滅危惧ⅠA類）、クロヒカゲモドキ（県RDB絶滅危惧Ⅱ類）等が確認されています。バッタ目では、十和地区堂ヶ森で採集されたシマントササキリモドキ（県RDB絶滅危惧ⅠA類）がタイプ標本（1999年）になっています。本町は水系が豊富で、雨量も多い湿潤な気候で秋季に霧の発生が多く見られ、その地形や気象条件は多くの昆虫が生息するのに適していると考えられます。淡水魚を中心とした四万十川流域の動物相としては、アユの密度が濃く、テナガエビ、モクズガニ等は水産資源として重要な生物となっています。また四万十川の上流域と中流域では、四国の固有種で清流性の強い泥に覆われない浮き石状の礫床に生息するヒナイシドジョウ（県RDB絶滅危惧ⅠB類：イシドジョウ近似種：2006年新種登録）が生息しています。この種は高知県希少野生動植物保護条例で指定されているため、捕獲が禁止されています。その他の淡水魚としてはカマキリ（アユカケ：県RDB絶滅危惧Ⅱ類）等の希少な種も生息しています。また四万十川の特徴として、海水魚が河口から80km程度の中流域まで遡上することがあり、通常は河口域で生息する種が確認されることもあります。確認された遡上としては、大正地区のボラ、十和地区のスズキやシマイサキ等があります。海水魚の遡上の理由としては、河口が閉塞していないことや勾配が緩やかで水量も多く、遡上を妨げる障害が少ないことが考えられます。



資料: 国土交通省中村河川国道事務所

図 3-5-1 四万十川の魚類の分布範囲例

第 6 節 環境の課題

各環境の現状及びアンケート調査結果から考えられる環境の課題は、以下のとおりです。

(1) 大気質及び悪臭

アンケート調査結果をみると、本町の大気質は良好であると評価されていますが、仁井田地区では「車の排気ガスが気になる」と回答した人の比率が高く、東又地区では「いやな臭いを感じる人が多い」と回答した人の比率が高くなっています。

自由記述式の意見では、悪臭発生源として畜産業、ビニールやごみの野焼きをあげる人が比較的多く、特に野焼きについては、燃やすものによっては廃棄物処理法違反となるものであり、その禁止を徹底していく必要があります。また、自動車は、大気汚染物質や温室効果ガスの主な排出源の一つとなっていて、ドライバー一人ひとりの啓発による排気ガスの削減や、公共交通機関の整備までを想定し、交通量の低減等に向けて検討を行っていく必要があります。

(2) 水質

公共用水域水質測定結果をみると、各地点のBODは、概ね環境基準値以下となっていました。四万十川本流で環境基準A A類型に指定されている地点では、基準値を超過しているケースがしばしばみられています。また、仁井田川等では清流度も基準値に達して

おらず、水質が良好といわれる本町の河川にも、濁りの改善など課題がみられます。

アンケート調査でも、水がきれいという評価が多い一方、水の汚れが気になる、河川の水量が減った、水不足が心配などの評価も少なくありません。

本町として力を入れていくべき取り組みとしては生活排水対策をあげる人が多く、今一度、生活排水対策、節水や水資源の有効利用について取り組んでいく必要があります。

(3) 騒音・振動

アンケート調査結果をみると、本町は静穏な環境下にあると評価している町民が多いですが、仁井田地区、大正東部地区、窪川街分地区等では自動車騒音が気になる人が少なくありません。これは交通量の多い幹線道路の影響と考えられますが、自動車の影響の低減に向けて、検討を行っていく必要があります。

(4) ごみの減量とリサイクル

本町のごみ排出量の推移をみると、総量ではここ数年減少傾向にあり、一人一日あたりの排出量も平成19年度から減少しています。

全国平均値と比較すると、本町の一人一日あたりのごみ排出量は、平成20年度が823 g / 人/日で全国の1,033 g / 人/日より少なくなっていますが、平成16年度と比較すると、全国との差が小さくなっています。また、本町のリサイクル率は平成20年度が16.2%で、全国の20.3%を下回っていますので、引き続き、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進していくことが重要です。

(5) 自然環境

本町は良好な自然に恵まれていて、多種多様な動植物が生息しています。これらの自然環境を保全していくことはもちろんですが、アンケート調査においては、「美しい自然環境に恵まれていると思う」と回答した人の比率は概して60%程度で、特に高いといえるものではありませんでした。「自然環境が守られていない」と評価する町民が10%を超える地区もみられ、水質において、四万十川の水質が悪化していると回答した町民が少なくないことと関連していると考えられます。近年、山や森が荒れてきたといわれますが、山や川といった自然を適切に管理し町民が自然とふれあいながら、自然環境を保全していくよう方向付けていく必要があります。

(6) 快適環境（景観、まちの美観、公園・緑地、歴史・文化）

アンケート調査では、「公園の数や広さ」の満足度が低く、身近で自然とふれあえる公園の整備が求められています。また、道路、公園、河川等のごみは、まちの美観を損なう主な原因となっていて、アンケート調査でも環境美化（ごみが落ちていない、きれいなま

ちづくり)は、町民が重要と考える、町の取り組みの一つとなっています。これについては、いかに多くの人の参加を得て環境改善に結びつけていくかが課題となってきます。

(7) 地球環境

近年、地球温暖化が顕在化してきたといわれ、温室効果ガス削減の取り組みが急務となっています。このような状況にあって、アンケート調査では、地球温暖化に関心がある又は何となく気になると回答した町民の比率が、80%を超える高い値を示しました。

今後は、これらの関心をどう行動に結びつけるかが、課題となってきます。

(8) 環境教育及び環境保全活動

アンケート調査では、多くの町民が、何らかの環境保全の取り組みを実践していることがわかりました。しかし「ごみ」「省資源・省エネルギー」についての項目以外では実践の比率が低く、取り組みの項目によって差があります。特に環境教育に関わる項目の実践が大きな課題となっています。

第4章 望ましい環境像と施策の大綱

第1節 望ましい環境像

四万十町総合振興計画でめざすまちづくりを環境の側面から具現化するため、四万十町環境基本計画の望ましい環境像を次のように設定します。

山・川・海 自然が 人が 元気です 四万十町 ～自然と共生する未来づくり～

四万十町環境基本計画は、四万十町総合振興計画に掲げるまちづくりの方向性「多様な地域資源と町民の豊かな発想を活かした創造的な取組を展開していくために、自主・自律の町民活動の助長と協働の地域運営の促進、町民一人ひとりが互いを尊重し支えあう地域の仕組みづくりなど、自律と共生のまちづくりをめざす」に沿い、環境施策の展開による未来づくりをめざします。

本町の山、川、海が織りなす豊かで多彩な環境や景観を「郷土の誇り」として、後世に引き継いでいくことが町民の大きな使命となっています。自然にやさしい生活を心がけることでいつまでも美しい環境を保ち、さらに自然と人が仲良く生きていくために、最適かつきれいな環境を地域が一体となって積極的に創り出していくことで、自然も人も元気に仲良く暮らせるまちづくりをめざすという想いを込め、四万十町の望ましい環境像を「**山・川・海 自然が 人が 元気です 四万十町 ～自然と共生する未来づくり～**」とします。

※「望ましい環境像」は、総合振興計画のまちづくりとの整合を明確にするため、総合振興計画に掲げる将来像を主題に置き、副題に環境づくりの方向性を添えました。



第2節 施策の大綱

本町の望ましい環境像『山・川・海 自然が 人が 元気です 四万十町 ～自然と共生する未来づくり～』の実現に向け、次の5つの施策の大綱を設定します。

1. いつまでも安全で安心して暮らせるまちづくり(生活環境)

住民のアンケート調査では、生活環境に対する満足度は高い結果となっています。快適な生活環境のさらなる向上に向け、調査・監視等環境対策の充実、住民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

2. 多彩で清らかな四万十の自然との共生(自然環境)

本町は、四万十川中流域に、山、川、台地、海など多彩な地域特性を有しており、森林、農地、河川、海岸などの保全と整備が大きな課題となっています。それぞれの自然環境に配慮した整備、生活習慣の見直しなどにより、豊かな自然との共生を図ります。

3. 景観と調和したまちづくり(快適環境)

本町の貴重な資源である景観の保全・継承と、歴史的、自然的特性を活かし、景観形成に配慮したまちづくりを進めます。また、資源を活かした交流の促進などにより地域の活性化を図ります。

4. 地球環境にやさしい暮らし方の実践(地球環境)

地球環境に関する情報、省資源や省エネルギーなど環境負荷の少ない暮らし方の情報を分かりやすく伝え、町民の意識啓発と行動の実践を促進し、持続的循環型のまちづくりをめざします。

5. 環境に配慮した行動のできる人づくり(環境教育及び環境保全活動)

学校や地域での自主的な環境活動を促進します。また、様々な場において環境学習・教育の機会を設け、四万十町の豊かで優れた自然や景観に対する認識を深め、環境に配慮した行動のできる人材育成を図ります。

四万十町環境基本計画施策体系

望ましい環境像

山・川・海 自然が 人が 元気です 四万十町
～自然と共生する未来づくり～

施策の大綱	基本施策
1. いつまでも安全で 安心して暮らせるまちづくり(生活環境)	・ 水質・水循環の保全 ・ 大気質の保全 ・ 土壌汚染・有害化学物質対策 ・ 騒音・振動・悪臭対策 ・ 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用
2. 多彩で清らかな 四万十の自然との共生(自然環境)	・ 自然環境の保全・継承 ・ 生物の多様性の確保 ・ 自然を活用した地域交流の推進
3. 景観と調和したまちづくり(快適環境)	・ 景観の保全・継承 ・ 地域の特性を活かした景観形成 ・ 快適な環境づくり
4. 地球環境にやさしい暮らし方の実践 (地球環境)	・ 省資源、省エネルギーの推進 ・ 自然エネルギー利活用の推進 ・ オゾン層破壊・酸性雨防止対策
5. 環境に配慮した行動のできる人づくり (環境教育及び環境保全活動)	・ 子どもたちへの環境学習・教育の推進 ・ 地域における環境学習・教育の推進 ・ 環境保全活動の推進

第5章 基本施策

「望ましい環境像」の実現に向けた目標を達成していくための基本的な環境施策を分野別（生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、環境教育及び環境保全活動）にまとめます。

また、行政の基本施策と併せて、環境保全のために住民や事業者の皆さんに配慮していただきたいことを環境配慮指針として示します。

住民・事業者・行政の各主体が連携して取り組むことにより、環境施策を効果的に推進します。

第1節 いつまでも安全で安心して暮らせるまちづくり（生活環境）

住民のアンケート調査では、生活環境に対する満足度は高い結果となっています。さらなる生活環境の向上に向け、水質・水循環の保全、大気質の保全、土壌の保全、騒音や悪臭の防止及び廃棄物の排出抑制や適正処理、調査・監視等環境対策の充実を図ります。また、地域の環境保全、循環型社会の形成に向け、住民一人ひとりの環境意識の高揚を図ります。

1 水質・水循環の保全

自然の水循環は、河川や海域の水質、水量、水辺環境を含めた自然環境とともに、身の回りの生活環境に大きな影響を与えます。生態系への影響や自然環境との調和、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理等により、良好な水環境の保全を推進します。

- 生活排水対策
- 産業系の排水対策
- 水循環の保全・水資源の保全
- 水辺環境の保全・美化
- 水質監視体制の充実

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 四万十川の清流を保全し、かつ快適で衛生的な生活環境の実現に向け、下水処理区域以外の地域において浄化槽設置整備事業の普及を推進します。
- 四万十川方式を導入した生活排水処理施設の適切な維持管理による河川水質等への環境負荷の低減を図ります。また、水切りネットを使用する、廃食油を流さない、食べ残しを流さない、風呂水を再利用するなど、家庭でできる生活排水対

策の普及を図ります。

- 人と自然環境にやさしい洗剤の使用を啓発し、率先して関係機関で使用に努めます。
- 化学肥料や農薬等の低減を図り、耕畜連携により堆肥センターで生産される畜産堆肥の利用拡大など持続性の高い農業生産方式に導入を促進するとともに、適地・適作を基本とした作期の選定や輪作体系を確立し、栽培環境の悪化を未然に防止する環境保全型農業を推進します。
- 水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識高揚を図ります。
- 山林の保全と育成を通じて地下水の涵養を図ります。また、透水性舗装など公共施設整備における透水性の向上等を通じて、雨水の地下浸透を促進し、水循環の適正化を図ります。
- 河川、海岸、ため池、水路等の改修にあたっては、自然環境に配慮した公共事業等の実施を推進します。
- 地域住民や環境保全の各種団体等の協力のもと、地域が一体となり、海・川・池・水路など水辺の清掃や除草などの環境美化及び普及啓発活動を推進します。
- 現在の水質監視体制を継続し、必要に応じて測定地点の拡充を検討します。
- 四万十川の清流を守るための目安となる「清流基準」に関わる調査を、地元の高校生や住民の参加のもと、県と協力し継続実施します。
- 流域5市町で四万十川の再生への取り組みについて協議します。



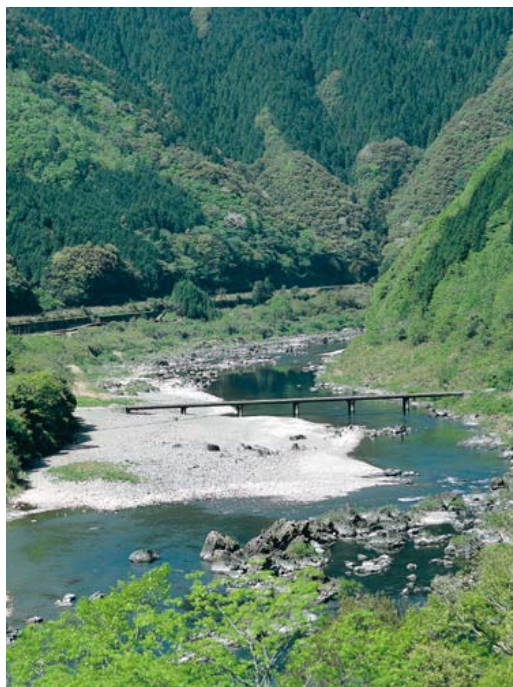
四万十川

住民の配慮指針

- 公共下水道や農業集落排水に、早期に接続します。
- 下水道等の計画区域外の場合は、合併浄化槽を設置します。
- 水切りネットを使う、廃食用油を流さない、食べ残しを流さないなど、水をきれいにする生活を実践します。
- 洗剤の適量使用を心がけるとともに、人と自然環境にやさしい洗剤を選択して使用するよう努めます。
- 河川、水路等の清掃活動などに積極的に参加します。

事業者の配慮指針

- 河川環境、生態系に配慮した工法による整備に協力します。
- 地域の河川・水路等の清掃、美化活動に積極的に参加・協力します。
- 排水基準を遵守し、汚染物質の排出を防止します。
- 有害物質が流出、地下浸透しないよう、保管等には十分注意します。
- 化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業に努めます。
- 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿等を適切に処理します。
- 工事にあたっては、濁りの発生や油の流出などが起こらないように注意します。



茅吹手沈下橋

2 大気質の保全

アンケート調査による本町の大気質は、良好な評価となっていますが、一部の地区に排気ガスに対する意見が寄せられています。四万十川流域の良好な大気環境を将来にわたって保全し、環境負荷の低減をしていくため、調査・監視活動とともに、住民の環境意識向上に向けた啓発により、日常的な取り組みの推進を図ります。

- 自動車排出ガスの低減
- 野外焼却対策
- 工場・事業場の公害防止等

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 不要なアイドリング・急発進・急加速などを止め、燃費が良く、環境にやさしいエコドライブの普及啓発を行います。
- 低公害車の利用促進に向けた啓発を図ります。
- バス路線、土佐くろしお鉄道、J R 予土線等の維持、発展を図りながら、各関係機関と協力した公共交通網の再編、バリアフリー化等、住民ニーズに対応した効率的な路線の確保を進め、公共交通の利便性向上と利用促進を図ります。
- 大気汚染の原因となる野外焼却については、その禁止を指導します。
- 工場・事業場については、県と協力し、ばい煙排出基準等の遵守の徹底を図ります。
- アスベストについては、公共施設等における使用状況を継続して調査します。

住民の配慮指針

- 自動車の運転時には不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- 自動車を乗換える際には、ハイブリッド自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車の購入を検討します。
- 自動車の定期的な点検やこまめな手入れなどにより、燃費の低下を防ぎます。
- なるべくマイカーの使用を控え、公共交通機関の利用を心がけます。
- ノーマイカーデー（車に乗らない日）、ライドシェアリング（相乗り）の活動に参加します。
- 不法な野外焼却はしません。刈り草の焼却の場合も、草を乾燥させてから風の少ない日に少しずつ燃やすなど、周囲に迷惑がかからないよう十分に注意します。

事業者の配慮指針

- 営業車や作業車の不要なアイドリング、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブを実践します。
- ハイブリッド・トラックなどクリーンエネルギー自動車の導入を推進します。
- 通勤時のノーマイカーデーやライドシェアなど、事業所全体で取り組みます。
- 通勤には、公共交通機関や自転車の利用を心がけます。
- 野外焼却はしません。



3 土壌汚染・有害化学物質対策

土壌や地下水を保全していくため、各種法令遵守の徹底を図るとともに、汚染されることがないように適切に対応します。

- 土壌汚染対策
- ダイオキシン類など有害物質対策

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 県と協力して、有害物質を使用する工場・事業所に対し、適正な処理の指導を実施します。
- 必要に応じて、大気、海域・河川、地下水、土壌等に有害化学物質の調査を実施します。

住民の配慮指針

- 有害化学物質の取り扱いに細心の注意を払うとともに、廃棄時には適切に処分します。

事業者の配慮指針

- 汚染物質は適正に処理します。
- PRTR制度に基づくデータ集計、公表を進めます。

※PRTR制度：化学物質排出移動量届出制度。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。

4 騒音・振動・悪臭対策

自動車を起因とする問題に対しては、道路・交通と連携した対策を実施します。

工場等の事業活動に起因する問題に対しては、各種規制の遵守の徹底を指導します。

また、日常生活における騒音等の問題抑制のため、環境意識や生活マナー向上の啓発を行います。

- 交通騒音・振動対策
- 工場・事業所の騒音・振動対策
- 近隣騒音対策
- 事業所の悪臭対策
- 日常生活の悪臭対策

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 適切に設定する地点で定期的な自動車騒音測定を実施し、調査データ等はホームページ等に掲載します。
- 運転マナー、環境意識の向上を啓発します。
- 事業者に対し、発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導するとともに、各種規制の遵守、事業活動における騒音防止対策を啓発します。
- 生活騒音の発生を抑えるよう、広報誌等により住民の環境意識、生活マナーの向上を啓発します。
- 工場・事業場から発生する悪臭については、苦情の状況を踏まえ、悪臭防止について指導します。
- 野外焼却やペットの飼育など、日常の家庭生活に起因する悪臭を防止するための普及啓発を図ります。

住民の配慮指針

- 深夜・早朝など、時間帯や周囲の状況に配慮した行動を心がけます。
- 楽器、ペットの鳴き声など、近隣の迷惑にならないようにします。
- 生活騒音（音響機器・自動車・バイク等）を発生させないように気をつけます。
- ペットの飼育に当たっては、飼育場所の清掃を適切に行うとともに、犬の散歩時にはふんを持ち帰ります。



事業者の配慮指針

- 駐車場内でのアイドリングストップなど、マナー向上の啓発に努めます。
- 夜間操業の時間調整など、近隣に配慮するよう心がけます。
- 建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮するなど、騒音・振動の発生防止に配慮します。
- 事業活動における悪臭の抑制に取り組みます。

5 廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用

環境への負荷の少ない環境共生社会への転換を進めるため、住民一人ひとりの環境に対する意識を高め、持続可能な循環型生活「エコライフ」を実践する取り組みを推進します。

ゴミの減量化等については、環境教育カリキュラムの整備、環境保全活動の実践等によって、住民意識の高揚を図り、分別による「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」の取り組みを推進します。

- 資源循環型社会の推進
- 不法投棄、野外焼却の監視

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- ごみ処理の量や分別、収集の現状や問題点などについて、広報誌等により情報提供し、住民意識の高揚を図ります。
- 住民の自主的な持続可能な循環型生活「エコライフ」の実践を促進します。また、活動の成果を町内で広く共有することで、他の地区や団体への普及を目指します。
- 町の広報誌やホームページでの広報のほか、様々な機会を活用して3R活動（「リデュース（排出抑制）」、「リユース（再使用）」、「リサイクル（再生利用）」）の普及啓発に努めます。
- 不法投棄や野外焼却のパトロール活動を実施するとともに、啓発を継続します。
- エコキャップ運動の実践を推進します。

住民の配慮指針

- 流しで水切りを使用して生ごみを減量するなど、日常の生活の中でごみを減らす取り組みを進めます。
- 町の広報やホームページなどの情報を参考に、ごみの問題に対する理解を深めます。
- ごみの3R活動（ごみの排出抑制、再使用、再生利用）に積極的に協力します。
- 販売店が取り組んでいる簡易包装、マイバッグ運動、食品トレイ等の店頭回収に協力します。
- 買い物にはマイバッグを利用し、レジ袋の削減を実践します。
- 資源ごみは、必要に応じて洗浄するなど、速やかに資源化できるよう協力します。
- ごみのポイ捨て、不法投棄はしません。
- エコキャップ運動に協力します。



事業者の配慮指針

- 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。
- 販売活動においては、マイバッグ運動の推進、ばら売りや量り売り、リターナブル容器での販売、過剰包装の抑制、エコマーク商品の積極的な販売などに取り組みます。
- 廃棄物の不法投棄をしません。

【生活環境】 数値目標			
目標施策	指 標	現在	28 年度
浄化槽の普及	浄化槽の普及	1, 346 基	1, 700 基
公共交通の整備推進	コミュニティバスの運行	2 地区	4 地区
廃棄物の排出抑制	ごみの減量	6, 248 t	5, 365 t
	削減率	—	14.1%
エコライフの推進	エコライフ宣言団体数	0 件	70 件
再生利用の促進	リサイクル率	14.1%	24.7%

第2節 多彩で清らかな四万十の自然との共生（自然環境）

先人から受け継いだ豊かな自然環境を「郷土の誇り」として、未来の子どもたちに、さらにきれいな環境を創り、残していくことが私たちの大きな使命となっています。

本町は、環境への負荷の少ない環境共生社会への転換を進めるため、一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、持続可能な循環型生活「エコライフ」を実践することとしています。

それぞれの自然環境に配慮した整備、生活習慣の見直しなどにより、自然環境と共生するまちづくりとともに、恵まれた自然環境を資源とした交流事業の推進等により、地域の活性化を図ります。

1 自然環境の保全・継承

本町は、四万十川中流域の山、川から海までの多彩な地域特性の中に、多様な動植物が生息する恵まれた自然環境を有していますが、アンケート調査では、住民の自然環境に対する意識は、特に高いといえるものではありませんでした。

地域の環境に関する情報提供や啓発による一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、地域が連携した様々な活動により地域の貴重な自然環境を保全し、人と自然が共生するまちづくりを推進します。

四万十川流域の保全にあたっては、高知県四万十川流域環境配慮指針に従って適切な事業の推進を図ります。

- 自然環境の保全
- 自然保護活動の促進

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 森林を整備し適正な状態に保ち、かつ多面的に活用するために、除間伐の促進と合わせて、森林のゾーニングを加味しながら、単層林から複層林へ誘導し、木を伐って森を活かす取り組みを行います。また、長伐期施業化をめざし、木材生産のみでなく、他の産業との連携を図り、森林の利活用を促進します。
- 里山の荒廃防止を推進するとともに、耕作放棄地の再生や新たな活用方法を検討し、農地の保全を図ります。また、地元堆肥の利用、化学肥料・農薬の低減など、環境保全型農業の普及を図ります。
- 四万十川と多くの支流の環境を保全するため、発生源で生活排水や産業廃水による負荷を軽減し、かつ地域の条件にあった生活排水処理施設の整備により水質浄

化を図るとともに、「河川一斉清掃」、河岸の事前の保全等の取り組みを通じて、住民の環境保護意識の高揚に努めます。

- 東南海・南海地震に備えて、海岸保全事業、避難道路、避難場所の整備など津波対策を推進します。
- 土石流やがけ崩れ等の災害防止のため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を進めます。また、治水機能の強化のため河川改修、水路改修、ため池改修を実施します。
- 生態系の維持や地球温暖化の防止、水源涵養など公益的機能の維持を図るため、農地や森林の保全、県立自然公園区域等の適正管理を推進します。
- 多自然型工法^{*}の採用など自然環境に配慮した公共事業を実施するとともに、一般の工事、施設整備等の事業実施にあたっては、希少な野生動植物の保護を踏まえた自然環境の保全に配慮するよう指導、助言します。
- 野生鳥獣による農林業被害について、総合的な対策を検討します。
- 町の広報誌やホームページによる情報発信、学校や地域での環境学習や環境教育の機会を活用し、自然環境保護意識の啓発を継続的に進めていきます。
- 四万十町の自然の現状や近隣の保全活動の状況などの情報提供を通して、地域の住民グループ、団体等の自主的な自然保護活動の促進に向けた意識の高揚を図ります。
- 「協働の森づくり事業」を活用した、町民や事業者、団体等が参加する森林保全活動を促進するとともに、森林整備体験教室などによる環境教育、人材育成を推進します。
- 森林整備及び保全活動へのオフセット・クレジット（J-V E R）制度^{*}等の活用を検討します。

※多自然型工法：

破壊された自然生態系の復元工法としてヨーロッパのスイスやドイツで誕生したコンセプトである。近自然工法ともいう。

多自然型工法の役割として、①既にある自然環境を破壊せずに、治水上の安全を確保すること、②元の生態系が既に破壊されている場合、元の成熟した状態に回復するには、自然の遷移に委ねるだけでは膨大な年月を要するため、人間の手によって「ある程度」まで回復させ、自然の自己再生能力により環境を復元することがある。

※オフセット・クレジット（J-VER）制度：

カーボン・オフセットは、自分の温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することを言います。

森林整備等、温室効果ガスを削減する取り組みは、認証機関で「オフセット・クレジット（J-VER）」プロジェクトとして認証を受けることで、市場における流通が可能となり、金銭的な価値もクレジットを発行することができます。

これまで費用的な問題で温室効果ガスの削減を実施できなかった事業者や、管理が必要な森林を多く所有する地方自治体等にとっては、費用の全部や一部を、「オフセット・クレジット（J-VER）」の売却資金によって賄うことが可能となります。

資料：環境省HP http://www.4cj.org/jver/about_jver.html

- 四万十町及び周辺地域の河川、森林、里山、動植物等に関心をもち、それらの保護・保全に協力します。
- 持続可能な循環型生活「エコライフ」の取り組みに積極的に参加します。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加します。
- 協働の森づくり事業による森林保全活動や森林整備体験教室などに参加します。

- 地域の自然環境に配慮した事業活動を行います。
- 地元の堆肥の利用、化学肥料や農薬の低減など、環境保全型農業に努めます。
- 身近な自然環境の保全活動に参加、連携、協力します。
- 協働の森づくり事業による森林保全活動や森林整備体験教室などに協力します。

「国内での温室効果ガス（二酸化炭素）の排出権取引制度の創設を視野に入れながら、環境先進企業と地域とが協働して「森林の再生」と「交流の促進」を柱とした取り組みを行うことで、現在手入れの行き届かない状況となっている森林（人工林）の再生を進める」ことを目的とし、三者（企業、高知県、市町村（森林組合））による「パートナーズ協定」の締結に基づいて取り組む森づくり事業。

「環境先進企業との協働の
森づくり事業」の仕組み



<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/kyoudounomori-gaiyou.html>



- 65 -

2 生物の多様性の確保

四万十川流域の豊かな自然の理解と自然保護意識の啓発を目的に、住民参加による動植物調査などの実施を検討しながら、環境学習・教育、保護活動等を推進します。

希少生物の保全とともに、在来生物や生態系に影響を与える外来生物への適切な対策を図ります。

- 野生動植物の保護
- 自然環境の保全に配慮した土地利用

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 四万十川清流度調査に合わせた生物調査や自然観察会の定期的な実施など、住民の意識高揚につながる事業の実施を検討します。
- 希少動植物の保護と生息域の保全を図ります。また在来生物の生息に影響を与える外来生物への適切な対策を図るとともに、住民への希少動物、外来生物に関する継続的な情報提供により理解と関心と高めます。
- 農林水産業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な生活及び機能的な都市活動を確保するため、計画的な土地利用を図ります。

住民の配慮指針

- 生物観察会や動植物調査などに積極的に参加します。
- 特定外来生物は飼育しません。
- 既に飼育している外来生物は責任を持って飼育し、逃がしたり放流したりしません。
- 川や海の釣りなどでは、魚介類を必要以上に獲ったりせず、幼魚や稚魚は逃がすなど、水生生物や水産資源の保護に協力します。

事業者の配慮指針

- 地域の動植物に配慮した事業活動を行います。

3 自然を活用した地域交流の推進

本町の多彩な自然の魅力を積極的に情報発信することにより、自然体験やグリーンツーリズムの推進など、自然環境や文化的景観を活かした観光・交流の拡大を図ります。

また、学校、地域の様々な場で、身近な地域の自然とふれあう機会を増やし、地域の自然環境保全に対する意識の高揚に努めます。

- ふれあいの場の創出
- 地域の自然にふれあう機会の創出

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 自然のまま残る水辺空間等の文化的景観が失われないよう保全するとともに、観光・交流事業への活用を図ります。
- 農林水産業による体験交流型ツーリズムの振興を図ります。実施にあたっては、環境団体、観光事業者等との連携により、来訪者ニーズを把握し、それを的確に反映したプログラムの企画と誘導に努めます。
- 地元の住民を指導者とした河川や海辺に生息する水生生物の観察による水辺教室、身近な里山の動植物観察会などの自然体験学習を推進します。その一環として、自然とふれあう昔遊びの復活、新たなカリキュラムの創出に取り組みます。

住民の配慮指針

- 身近な自然環境への理解を深め、地元の自然を愛する心を育みます。
- 自然体験交流会などに指導者として参加するなど、積極的に協力します。

事業者の配慮指針

- 自然とのふれあいの場づくりに協力します。
- 農林水産業等、地元産業の体験事業には指導者やインストラクターとして参加、協力します。
- 自然体験交流、グリーンツーリズムなどの取り組みに積極的に協力します。

【自然環境】		数値目標	
目標施策	指 標	現在	28 年度
森林の整備	除間伐面積（年間）	1, 0 1 6 ha	1, 2 0 0 ha
自然保護活動の促進	自然保護団体の育成	5 団体	1 0 団体
交流事業の推進	自然体験型交流事業の実施	1 5 件	1 7 件
		1 2, 4 0 0 人	1 5, 2 0 0 人
	農家民宿	9 箇所	1 5 箇所
	体験メニューの指導者	4 2 人	5 0 人



久木ノ森山風景林



オートキャンプ場「ウェル花夢」

第3節 景観と調和したまちづくり（快適環境）

本町最大の資源である四万十川流域は、「四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来」として国の重要文化的景観に指定されています。この重要文化的景観の保全・継承とともに、歴史的、自然的特性を活かした景観形成に配慮したまちづくりを進めます。また、資源を活かした交流の促進などにより地域の活性化を図ります。

1 景観の保全・継承

本町は、重要文化財（旧竹内家住宅）、重要無形文化財（幡多神楽）のほか、清流四万十川流域に育まれた地域独自の行事や祭事などの伝統文化が受け継がれています。これらの歴史的、文化的遺産の保全と継承を推進します。

- 景観の保全と継承
- 景観の地域資源としての活用

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 四万十川流域の自然と景観を保全し、継承していくため、周辺環境との調和に配慮したまちづくりを推進します。
- 四万十川に育まれた地域の歴史や文化を未来につないでいくため、伝統的な祭りや行事等の保存と継承を推進します。
- 地区ごとの文化活動の活性化、伝承文化・伝統文化の継承、掘り起し再生・復活させる取り組みの支援を行い、郷土文化の融合による新しい文化の創造、地域間の交流機会の創出、活用を推進します。また、地域に受け継がれた伝統文化・芸能を写真集等の資料に記録・整理し、次の世代へ引き継ぐとともに全国へ情報発信していきます。
- 地域の歴史的、文化的遺産の存在を内外に積極的に情報発信するとともに、グリーンツーリズム等との連携した地域資源の活用により、都市部等との地域間交流を促進します。

住民の配慮指針

- 地域の景観保全、周辺環境との調和したまちづくりに協力します。
- 地域の歴史・文化、伝統行事の認識を深め、保存と継承に協力します。
- 地域の伝統行事、文化イベントなどに積極的に参加します。
- 住民主体の交流や生涯学習等に積極的に参加します。

事業者の配慮指針

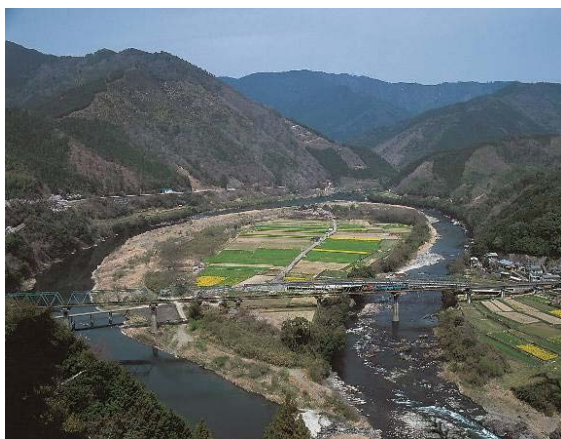
- 地域の景観の保存、継承活動に協力します。
- グリーンツーリズムなど地域資源を活用する地域の活性化に協力します。



一斗俵沈下橋



幡多神楽



四万十川(三島)



旧大正林道佐川橋

2 地域の特性を活かした景観形成

本町は、町域のほとんどを山林が占め、土佐湾に面した海岸と、山間を縫うように流れる清流四万十川とその支流が特色ある自然景観を創り出しています。これらの特色ある景観の保全と活用とともに、地域の特性を活かした景観形成に配慮したまちづくりを推進します。

■ 景観形成の推進

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 景観計画に基づいた景観保全とともに、四万十町らしく美しい景観形成に配慮したまちづくりを推進します。
- 良好な景観保全に向けて、家庭や地域、また企業用地や公共用地の緑化など景観保全活動を推進します。
- 住民・団体との協働により、美しく、うるおいのある景観を守り育てながら、開発と保全との調和のとれた四万十町の景観形成に努めます。

住民の配慮指針

- 住宅などの建設、改築等の際には、景観計画の基準に従い、周辺の景観との調和に配慮します。
- 川、水田、里山、町並みなどの景観保全、交流などへの活用、次世代への継承に協力します。

事業者の配慮指針

- 地域の自然環境、景観に配慮した事業活動を行います。
- 屋外広告の色、高さ、屋外照明の明るさなどの設置にあたっては、周辺の景観、環境に配慮します。
- 事業所の建築、改築等の際には、景観計画の基準を順守し、周辺の景観との調和に配慮します。

3 快適な環境づくり

アンケート調査では、本町の町並みや景観は良好とする意見が多く寄せられていました。一方で、公園の数や広さに対する不満足が比較的高く、身近で自然とふれあえる場所の整備が求められています。

暮らしにゆとりや潤いを感じるまちづくりに必要となる公園や自然とふれあう場等の整備にあたっては、地域のニーズとともに、周辺環境との調和と景観形成に配慮して推進します。また、施設整備へのユニバーサルデザイン※の採用や道路・交通、公共施設等のバリアフリー化を推進します。

※ユニバーサルデザイン:年齢や性別、個人の条件を問わず、多くの人が使いやすい空間・環境のデザイン。

- 暮らしやすい環境づくり
- 美しいまちづくりの推進

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- うるおいとゆとりをもたらす住民憩いの施設として、また地域の自然環境に対する住民の意識高揚や学習の場として、公園や緑地、自然にふれあう場の整備、機能の充実を図ります。
- 公共施設等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインやバリアフリー化を積極的に採用します。
- 廃棄物の不法投棄やポイ捨てをなくすよう、一人ひとりのマナー向上の啓発を続けていきます。
- 家庭や地域における環境美化や緑化などを促進するとともに、住民やボランティア団体との連携した活動を推進します。

住民の配慮指針

- 公園や緑地、道路、学校等の樹木や草花を大切にします。
- 庭やベランダへの植栽や鉢植え、生垣の設置などにより緑を増やします。
- 環境美化や緑化など、美しいまちづくりに積極的に参加します。

事業者の配慮指針

- 事業所の緑化に努めます。
- ユニバーサルデザインやバリアフリー化を積極的に採用します。
- 地域と連携した美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。

【快適環境】 数値目標			
目標施策	指 標	現在	28 年度
景観形成基準の遵守	基準不適合	0 件	累計 0 件
美しいまちづくり	環境保全活動 実施件数（年間）	6 件	1 2 件



川辺の清掃活動

第4節 地球環境にやさしい暮らし方の実践（地球環境）

アンケート調査において、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境問題への関心は非常に高くなっています。エネルギーの大量消費など地球環境問題の原因には、私たち一人ひとりの日常生活に起因するものも少なくありません。

地球環境に関する情報、省資源や省エネルギーなど環境負荷の少ない暮らし方の情報を分かりやすく伝え、住民の意識啓発と行動の実践を促進し、資源循環型のまちづくりをめざします。

1 省資源、省エネルギーの推進

地球環境問題と合わせて、石油や石炭など化石燃料の枯渇というエネルギー問題も大きな課題となっており、省資源・省エネルギーの意識を高め、行動を実践していくことが必要となっています。

環境教育やエネルギー問題に関わる情報提供を継続し、身近な生活の中での省資源・省エネルギーの確実な実践を推進します。

- 省資源・省エネルギーの啓発
- 住民、団体が取り組む活動の促進

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 公共施設の電灯をLEDに替えるなど、省エネルギーの率先した取り組みの実践により地域への普及を図ります。
- 公用車の更新時期に合わせて、ハイブリッド自動車や電気自動車等のクリーンエネルギー自動車の導入を検討します。
- 学校や地域での環境や省エネルギーをテーマとした学習会の開催などを通して、地球環境への理解、身近に利用するエネルギーに関する住民の意識と認識を深めます。
- 家庭のエネルギー使用量を二酸化炭素に換算してみることができる「環境家計簿」の普及を図ります。
- コンセントに装着して家電の電気使用量を計測表示する機器の情報提供と普及啓発により、家庭での省エネルギーの実践を促進します。
- 事業所への省エネルギー機器や支援制度の情報提供により、行動の実践を啓発します。
- 住民グループや各種団体が取り組む、省資源・省エネルギーの活動を促進します。
- オフセット・クレジット（J-V E R）制度に関する情報提供を通して、制度を

活用できる省資源・省エネルギーの実践を促進します。

住民の配慮指針

- テレビや新聞、雑誌、インターネットなど様々な媒体を利用し、地球環境やエネルギー問題について認識を高めます。
- 環境・エネルギー教室などに参加し、認識を高めます。
- 「環境家計簿」の利用など、日常の生活の中での省エネルギーを実践します。
- 家電の買い替え時には、省エネルギー効率の高い製品を選定します。
- 無駄な水は使用しない節水を心がけます。
- 自宅の新築や増改築にあたっては、断熱や採光など省エネルギーに配慮した設備や工夫を採用するよう努めます。
- マイカーの購入時や買い替え時は、低排出ガス車やハイブリッド自動車など、環境に配慮した自動車の購入を検討します。
- オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用できるプロジェクトへの参加を検討します。

事業者の配慮指針

- 省エネルギーに取り組むとともに、省エネ改修を検討します。
- 事業の特性に応じて環境マネジメント※の採用や環境マネジメントシステム（ISO14001※、EA21※など）の導入を検討します。
- 社用車の購入時や買い替え時は、ハイブリッド自動車など低燃費車両の購入やリースを検討します。また、場内使用など場所によっては電気自動車の使用を検討します。
- オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用できるプロジェクトへの参加を検討します。

※環境マネジメント:組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、達成に向けて取り組んでいくこと。工場や事業所内での体制や手続等の仕組みを環境マネジメントシステムという。

※ISO14001:組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境活動の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格。

※EA21:中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度。

2 自然エネルギー利活用の推進

本町全体で環境負荷を軽減し、資源循環型社会をつくるため、環境負荷の少ない木質バイオマス、太陽光発電や風力発電など自然エネルギーの有効活用を図り、自然と人が共生し、環境と調和した地域づくりをめざします。

※自然エネルギー：自然界の現象や生物から取り出すことができ、一度利用しても再生可能で、枯渇することのないエネルギー。植物や畜産廃棄物を利用するバイオマスエネルギーの熱利用や発電のほか、太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、水力発電、波力・潮力発電などがある。

■ 自然エネルギー利活用の推進

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 木質バイオマスを使用するストーブやボイラー、太陽光発電等の設備を行政が率先して導入・活用することで環境負荷低減を実践します。
- 地球温暖化防止対策の取り組みとして太陽光発電設備等の設置補助を行うなど、町内への普及を促進します。
- 家庭や事業所への自然エネルギーの利活用に関する情報提供を通して、町内への普及を図ります。
- 本町に豊富に存在する木質、畜産等バイオマス資源のエネルギー利用や産業への利活用を推進します。
- 水資源を有効利用する小水力発電の導入を推進します。
- オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用できる自然エネルギーの導入を検討します。

住民の配慮指針

- 給湯や暖房の熱源に薪や木くずなど町内のバイオマス資源を利用します。
- 太陽光発電、太陽熱温水器、小型風力発電設備などの導入を検討します。
- オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用できるプロジェクトへの参加を検討します。

事業者の配慮指針

- 事業所の状況に応じて、バイオマスエネルギーを利用するボイラーやストーブの導入を検討します。
- 事業所への太陽光発電、太陽熱温水器、小型風力発電設備などの導入を検討します。

- 小水力発電設備の導入と活用を検討します。
- オフセット・クレジット（J-V E R）制度を活用できるプロジェクトへの参加を検討します。

3 オゾン層破壊・酸性雨防止対策

フロン回収破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づきフロンの回収を徹底します。また、酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出量の削減を図ります。

- オゾン層破壊防止対策
- 酸性雨防止対策

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 民間企業や住民に対して、特定フロン※回収に関する情報提供及び啓発を行います。
- 酸性雨に関する情報収集と情報発信を行います。また、酸性雨の原因となる化石燃料の使用量削減を図ります。

※特定フロン:特にオゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロン。

住民の配慮指針

- エコドライブや公共交通機関の利用など、自動車排出ガス低減の取り組みなどにより、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- フロン回収破壊法を遵守し、適正に処理します。

事業者の配慮指針

- エコドライブや通勤時の公共交通機関の利用など、自動車排出ガスの低減に取り組めます。
- 事業活動に係る化石燃料の使用量削減等により、温室効果ガスや酸性雨の原因となる大気汚染物質の排出削減に努めます。
- フロン回収破壊法を遵守し、フロン回収を徹底します。

【地球環境】 数値目標			
目標施策	指 標	現在	28 年度
省エネルギーの実践	公共施設の省エネルギー (削減量・削減率)	平成 20 年基準 1,645 t-CO ₂	1,530t-CO ₂ 7 %
	クリーンエネルギー自動車 の導入	8 台	10 台
地球温暖化対策設備 設置費補助	太陽光発電設備の設置	99 台	350 台
	太陽熱温水器の設置	30 台	130 台
	自然冷媒式ヒートポンプ 給湯機の設置	495 台	1,200 台
小水力発電の普及	小水力発電設備設置数	0 基	5 基



環境管理事務所クリーンセンター銀河の太陽光発電設備



家中川小水力市民発電所(愛称:元気くん1号)

資料:資源エネルギー庁HP

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/renewable/water/index.html>

第5節 環境に配慮した行動のできる人づくり

(環境教育及び環境保全活動)

四万十町の豊かで優れた自然や景観を将来にわたって維持、向上させ、持続的な発展が可能な資源循環型の社会を構築していくためには、住民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めることと、将来、環境に配慮した行動のできる人材の育成が重要となります。

学校や地域の様々な場において、環境学習・教育の機会を設定し、学校や地域の自主的な環境行動の実践を促します。また、町内外の様々な主体との連携を深める環境活動のネットワークづくりを進めます。

1 子どもたちへの環境学習・教育の推進

環境学習・教育を効果的に推進していくには、現地で「実際に見て、ふれて、体験を通して、興味を持つ」ことが大切です。こうした体験を通して、環境に対する感性を育て、環境の課題に対する確に判断し意思決定ができる子どもを育てていくことが望まれます。環境の視点を取り入れた総合学習や体験学習などを通して、環境学習・教育の推進を図ります。

- 地域学習・体験の推進
- 子どもたちの環境学習・教育の推進

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 本町では、学校と家庭・地域、団体等の連携や世代間交流によって、暮らしと文化、暮らしの知恵、伝統文化、自然とふれあう昔遊び、農林水産業の労働体験などを行っています。これらを通じて、地域の自然と社会、歴史を学び、故郷への愛着や誇りにつなげる学習に取り組みます。
- 「地域の環境を守り安全で健康に生活していくための大切なしくみ」である地産地消や食育の取り組みを地域が連携して推進していきます。
- 地球全体の環境を守る意識を子ども一人ひとりが持つよう、心の育成を進めるカリキュラムを整備し、学校における環境学習・教育を推進します。
- 「協働の森づくり事業」を活用した森林整備体験教室などによる環境教育、人材育成を推進します。

住民の配慮指針

- 子どもたちに地域の体験学習への積極的な参加を勧めます。
- 地域産品の利用を増やすとともに、地域の伝統ある食文化を子どもたちに伝えていきます。
- 大人と子どもが身近な自然と一緒に学ぶ体験会などに参加します。

事業者の配慮指針

- 地域で開催される子どもたちの体験学習会などに指導者やインストラクターとして参加するなど知識や経験を活かして協力します。
- 企業や施設見学会などに積極的に協力します。

2 地域における環境学習・教育の推進

地域における様々な生涯学習やイベントなどの機会の活用、子どもから大人までいっしょに自然にふれる機会や場の設定などを通して、地域の環境意識の向上を図ります。

- 交流の推進
- 地域における環境学習・教育の推進
- 事業者の環境意識の向上

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 自然とのふれあい、遊び、学ぶ機会を広げ、世代間交流を盛んにするため、自然とふれあう遊び方、各種の昔遊びの達人を「地域の先生」として公募・登録するなどして、その活用を図ります。
- 生涯学習活動のなかで、地域の環境学習・教育を取り入れ、住民一人ひとりが地域の環境また地球環境に関心と理解の向上を図ります。
- 事業活動における環境への配慮が促進されるよう、情報提供や講師派遣等により、職場における環境教育を支援します。

住民の配慮指針

- 町の広報やホームページ等の情報から地域環境の理解を深めます。
- テレビや新聞、雑誌、インターネットなどを利用し、地球環境問題やエネルギー

問題について認識を高めます。

- 身近な自然観察会、環境に関する勉強会などに積極的に参加します。

事業者の配慮指針

- 環境・エネルギーに関する講習会やイベントに積極的に参加し、知識と理解を深めます。
- 環境問題やエネルギー対策等の社内研修会を開催するなど、環境問題に関する従業員の意識向上に努めます。
- 事業所の状況、事業活動の特性に応じた環境保全活動を積極的に実践します。

3 環境保全活動の推進

学校や地域での環境学習・教育、町からの広報や環境保全活動の情報提供、参加の機会や場の設定などにより、住民の関心と理解、意識を高め、環境保全活動の実践を促します。

■ 環境保全活動のネットワークづくり

行政の施策および住民・事業者の環境配慮指針

行政の施策

- 前述「地域の先生」のほか、町内外の関係団体、活動団体、事業者、個人等とのネットワークを作り、環境学習・教育の講師や地域活動の指導者の確保に努めます。
- 「協働の森づくり事業」を活用した森林保全活動への、町民や事業者、団体等が参加・協力を促進します。
- 町内外の環境活動に関わる団体、事業者、個人等とのネットワークを活用した交流を促進します。町内での交流事業の開催等により、住民の環境保全に対する意識の高揚と、実際の行動を促します。
- 有用な環境微生物の活用を支援します。

※環境微生物: 一般に自然環境の中で生息している微生物。人間が作り出した化学物質を分解するなど、地球上の物質循環や環境保全の面で極めて重要な役割を果たしている。

住民の配慮指針

- 地域の美化活動や様々な環境保全活動に積極的に参加します。
- 仕事の経験や趣味の知識を活かし、講師や指導者として地域の環境保全活動に貢献します。
- 協働の森づくり事業による森林保全活動や森林整備体験教室などに参加します。
- 有用な環境微生物を活用します。

事業者の配慮指針

- 地域が一体となった環境保全活動への積極的な参加と協力に努めます。
- 出前講座の講師派遣、事業所での見学会や体験会の開催など、学校や地域の環境学習・教育の推進に協力します。
- 協働の森づくり事業による森林保全活動や森林整備体験教室などに協力します。
- 有用な環境微生物を活用します。

【環境教育及び環境保全活動】 数値目標			
目標施策	指 標	現在	28 年度
子どもたちへの環境学習・教育の推進	学校での環境学習・教育の1校当たりの実施時間数	40 時間	43 時間
地域における環境学習・教育の推進	生涯学習で実施された環境学習・教育の実施件数	7 件	9 件
環境保全活動の推進	「地域の先生」を活用した活動や体験会の開催	0 件	2 件

第6章 リーディングプロジェクト

環境基本計画は、施策の大綱を達成するための施策を体系的に整理した計画ですが、これらの施策を全て同じような優先度で取り組んでいくことはできません。

望ましい環境像「山・川・海 自然が 人が 元気です 四万十町～自然と共生する未来づくり～」の実現のためには、複数の環境分野に横断的に関わる先導的な取り組み（リーディングプロジェクト）を設定し、積極的に推進することで、環境施策全体の実効性を高める波及効果が期待されます。

四万十町環境基本計画では、次のような条件に合う取り組みを「リーディングプロジェクト」として設定し、積極的に推進することとします。

□ リーディングプロジェクトの主な条件

- ① 計画策定後、比較的早期に実行に移すことができる。
- ② 早期に実施することが、地域の環境づくりに有効かつ必要性が高い。
- ③ 環境分野間の施策を、横断的、一体的に推進する取り組みである。
- ④ 地域活動として認知を高め、地域内外の参加と交流の活性化が期待される。

■ リーディングプロジェクト

プロジェクト1．みんなでエコライフのまちづくり

プロジェクト2．四万十の資源を活かす未来づくり

プロジェクト3．四万十町まるごと体験交流

リーディングプロジェクトは、第7章に示す四万十町環境計画推進体制により、その効果的な推進と進捗状況に応じた検証を行っていきます。



プロジェクト1. みんなでエコライフのまちづくり

目 的：全町で取り組む持続可能な循環型生活「エコライフ」の推進

背 景

私たちの暮らしを支えるかけがえのない地球環境の保全が、世界の緊急課題となっています。アンケート調査においても、地球環境問題に関する意識が高く、特に「地球温暖化」「オゾン層破壊」についての関心と認知度が高くなっています。

日常生活における環境保全の取り組みとしては、「ごみの分別」や「電気をこまめに消す」などの項目の実施度が高い一方で、「マイバッグの利用」「リサイクル製品の購入」など比較的实施度が低い取り組みもみられます。

地球環境の保全には、私たち一人ひとりが、身近な生活の中でできる環境にやさしい行動を確実に実行することが必要であり、さらに将来に向けて継続発展させていくことが重要です。

四万十町総合振興計画において、住民一人ひとりが環境に対する意識をさらに高め、持続可能な循環型生活「エコライフ」を実践していくこととし、地域ごとに主体的に取り組む「エコライフ宣言の地区」を平成24年度末までに20地区を設定することを目標として取り組みを進めています。

※エコライフ:私たちの生活が自然や環境に及ぼす影響を認識し、少しずつでもできることから、環境にやさしい生活を実践していくこと。一人ひとりの小さな行動でも、みんなが実践することにより、地球環境を守る大きな力になります。

内 容

環境基本計画においては、総合振興計画の持続可能な循環型生活「エコライフ」の目標を継続発展させ、平成33年度までに全町民が何らかのかたちで一つ以上の活動に参加し、四万十町と地球の環境にやさしい生活を実践しているプロジェクトとすることを目標とします。

家庭や職場の身近でできる省エネルギーの情報や取り組みの紹介などにより、「エコライフ」を宣言する地区、団体及び参加者の増大を促進します。

実施にあたっては、町民・事業者等のご意見をお聞きしながら、別途詳細を設定することとします。

【取り組み】

- 持続可能な循環型生活「エコライフ」の普及啓発
 - ・エコライフ宣言の取り組みについての周知と参加促進
 - ・集落担当者制度を活用した積極的な普及啓発
 - ・活動単位の拡大、多様化、複数活動への参加・実践
- 住民・家族グループ（10戸以上）、事業所、事業所内部署・グループ（5名以上）など

- エコライフ宣言をした地区、団体への支援
 - ・集落担当者制度を活用した情報提供やアドバイス
 - ・集落担当者を介した地域内の情報交流の活性化
 - ・活動に対する助成制度の検討
- エコライフ宣言地区・団体等による実践目標の設定
 - ・エコライフ実践目標の達成度や成果の公表
 - 窓口への定期報告、集落担当者の集計、広報・ホームページでの公表
 - ・目標達成度に応じたエコライフ・クラス認定制度による表彰
- エコライフ宣言地区・団体等の成果をモデルとした他の地区への普及促進
- マイルストーン（里程標）として、計画の見直し時期にあたる平成 28 年度末において 70 の宣言地区・団体等に拡大

「エコライフ」の取り組み例

区 分	テーマ	内 容
省資源・ 省エネルギー	電気・灯油の使用量削減	冷暖房温度の調整など
	環境家計簿の利用	消費量の見える化
	低燃費車両の導入	ハイブリッド自動車など
自然環境保護・ 環境美化 	森林育成・里山保全活動	地域の里山整備、植樹活動
	環境保全型農業の推進	低農薬・無農薬・有機栽培
	環境にやさしい生活の実践	合成洗剤を純石けんに換える
	花いっぱい運動	公園、歩道等の花壇整備
ごみの減量化・ 3 R の推進 	マイバッグ・マイ箸・マイポットの活用	
	リサイクル・リユースの推進	フリーマーケットの開催
	エコキャップ運動	
	生ごみのたい肥化	



2011年11月 環境家計簿(2011年度版)

に必要な数値を入力してください

	使用量	CO2 排出係数	CO2排出量 (kg-CO2)	金額 (円)	備考
電 気	kw	× 0.407 =			
都市ガス	m3	× 2.23 =			
LPガス	m3	× 6.6 =			
水 道	m3	× 0.36 =			
灯 油	リットル	× 2.49 =			
ガソリン	リットル	× 2.32 =			
軽 油	リットル	× 2.58 =			
計		×	0.0		

	燃料使用量(リットル)		
	灯油	ガソリン	軽油
1			
2			
3			
4			
5			
6			
計			

月内に購入した燃料を、上から順に入力してください。
(左欄に反映されます)

前月との比較(CO2排出量) (単位: kg-CO2)

	今 月	前 月	増 減 (%)
電 気			() %
都市ガス			() %
LPガス			() %
水 道			() %
灯 油			() %
ガソリン			() %
軽 油			() %
計			() %

前年同月との比較(CO2排出量) (単位: kg-CO2)

	今 月	前年同月	増 減 (%)
電 気			() %
都市ガス			() %
LPガス			() %
水 道			() %
灯 油			() %
ガソリン			() %
軽 油			() %
計			() %

前年度のデータがある場合は、前年同月欄(青欄)に数値を入力してください。

図 6-1-1 環境家計簿 2011 年版

資料: 高知県HP

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030901/kakeibo.html>



プロジェクト2. 四万十の資源を活かす未来づくり

目 的：まちの資源を活かした資源循環型社会の構築による地球環境保全への貢献

背 景

エネルギー問題や地球環境問題がますます深刻になるなか、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減させる資源循環型の社会づくりの必要性が高まっています。

本町においても、豊かな自然の恵みや廃棄されている未利用の資源を有効に活用することにより、資源循環型社会を構築していくことが、未来のより良い環境づくりを推進するうえでの大きな課題となっています。

このため、「バイオマスタウン構想」の策定によるバイオマス資源の活用、住宅用太陽光発電設備導入への助成などの事業や、小水力発電等新エネルギーの導入に関する情報収集や検討を進めていますが、今後は、資源循環型社会の構築に向けた四万十町の環境施策として、一体的かつ効率的に推進していくことが求められます。

内 容

環境基本計画では、本町の地域特性から、地域を代表する資源として次の3つをあげ、その有効活用を推進し、四万十町の資源循環型社会の構築、さらに地球環境保全への貢献をめざします。

- ① 豊かな環境で営まれる人々の生活、産業から発生するバイオマス
- ② 四万十川及びその支流にそそぐ豊かな水
- ③ 南国土佐の輝く太陽

また、その他の自然エネルギーについても、本町の資源と活用技術の動向を見極め、必要に応じて検討することとします。

プロジェクトの推進にあたっては、オフセット・クレジット（J-V E R）制度を効果的に活用します。

（1）バイオマスの活用

本町は、平成22年に「バイオマスタウン構想」を策定し、農・林・水産及び畜産バイオマスや、生ごみ・汚泥などの都市型バイオマスを、エネルギーとマテリアル（素材）の両輪による循環型の資源として利活用し、四万十川の清流を守り、環境にやさしく元気なまちづくりをめざしています。

地域が生み出すバイオマスの有効活用とともに、新たな産業の育成、地域製品のブランド化など地域産業の活性化や生活環境の改善・向上にもつながる活用策の展開を図ります。



農芸ハウス栽培用ペレットボイラー

資料：四万十町バイオマスタウン構想

【取り組み】

- 各分野に広がるバイオマス資源の有効利用の主な施策
 - ・ 農林業系
 - 樹皮などを利用した農芸ハウス・温浴施設向けのバイオマス熱供給
 - 森林資源、農産物残さを活用したバイオマス燃料製造とマテリアル利活用の促進
 - 森林資源を活用したエタノール・リグニン製造
 - ・ 畜産業系
 - 家畜排せつ物（特に養豚の尿）適正処理・有効利用の検討会議
 - 地域循環型 家畜排せつ物の有効利用の促進
 - ・ 水産業
 - シイラの加工・加工残さの利活用推進
 - その他水産資源の利活用方法の検討
 - ・ 都市型
 - 汚泥再生処理センターの建設
 - その他都市型バイオマス資源の再生利用方法の検討
- 推進するための体制整備として「四万十町バイオマスタウン推進協議会」を設立し、具体的な施策について協議・検討を進めることとする。
 - ・ バイオマスタウン構想の実現に向けた関係機関との連携・協議
 - ・ 社会・経済動向の変化を踏まえた構想の見直しや調整
 - ・ 対外的な啓発、PR 活動などタウン構想推進の中心的組織となり得るよう、関係部署と推進体制の整備を進める。
- 国・県等と連携した、バイオマス関連の新たな産業の創出
 - ・ バイオマス関連の研究機関との連携・誘致
 - ・ 農林水産業、バイオマス関連企業の誘致
 - ・ 地元企業への技術開発、新事業開発への支援
 - ・ 商工会等と連携した創業支援
- 新たな地域製品の創出、ブランド化等、地域経済の活性化
 - ・ 地元バイオマスを活用した高付加価値製品の生産支援
 - ・ バイオマスをキーワードとした農商工及び観光等サービス業との連携支援
 - ・ 地元、県内外への情報発信の支援（HP掲載、パブリシティの活用等）
- バイオマス活用の情報提供等による住民の理解、参加意識の醸成
 - ・ バイオマス利用の取り組みに関する住民の関心と理解の向上
 - ・ 里山の整備等、身近なところでのバイオマス利用への協力
 - ・ バイオマス関連製品の地産地消の促進
 - ・ J A等と連携した地元たい肥利用の促進
 - ・ 木質ペレット、チップを使用するストーブやボイラーの利用促進

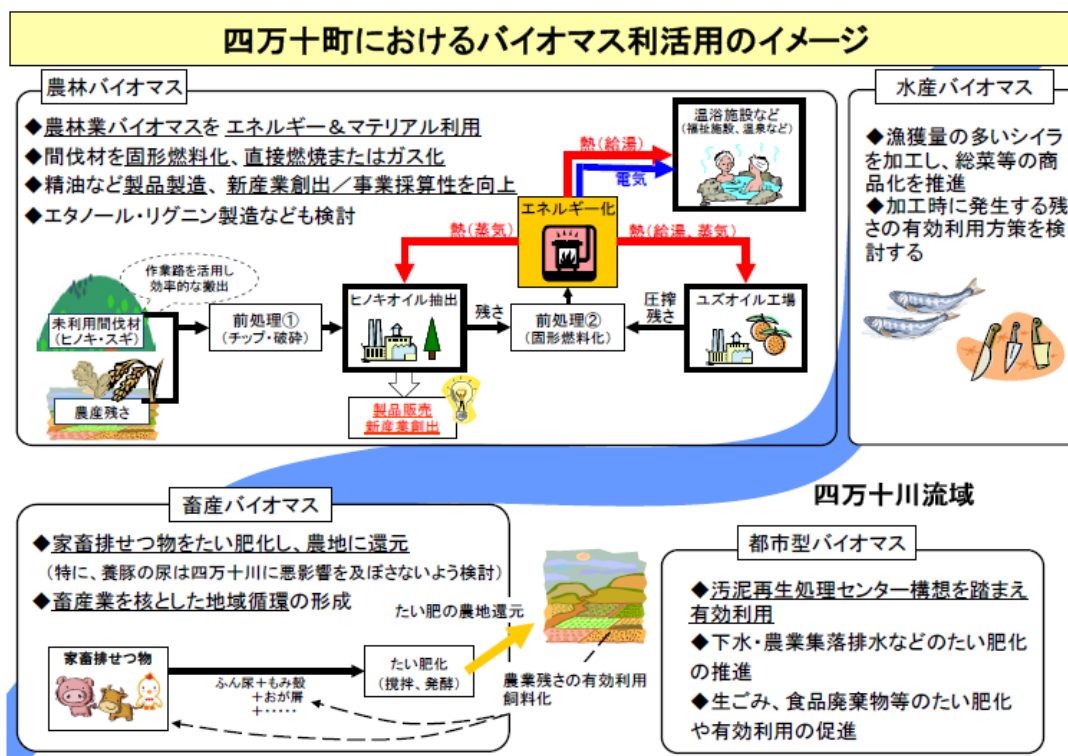


図 6-2-1 バイオマス利活用のイメージ

資料: 四万十町バイオマスタウン構想



地元ヒノキから抽出したヒノキオイル(精油)

資料: (株)エコロジー四万十HP

<http://eco-shimanto.co.jp/seihin.htm>



大正地区生ごみ堆肥化処理施設

資料: 四万十町バイオマスタウン構想

（２）水の活用

水資源の活用法としては、小水力発電※による電力の利用があります。

小水力発電は、大規模なダム建設を必要とせず、身近な河川や水路等で発電可能な新エネルギーとして注目されています。流量が安定的であれば、太陽光や風力のように天候に左右されることなく 24 時間 365 日発電可能という特性を持っています。

電力エネルギーの利用については、平成 23 年 8 月施行の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」で定められた電力の全量買取制度が追い風となり、自然エネルギーを活用した発電事業の拡大が期待されています。

しかし、小水力発電設備の設置には、水利権、流量の確保、一級河川への設置、導水設備の整備等の様々な課題への対応が必要となります。また、発電した電力は、全量買取制度による売電（15～20 円）よりも隣接する農業用施設などで使用したほうが有利な場合もあります。導入にあたっては、需要先の確保、設備規模、流量などの条件とともに、行政、関係機関等とも連携した活用策の検討が必要となります。

※小水力発電：出力によって区分がある（小水力 1,000～10,000kW、ミニ水力 100～1,000kW、マイクロ水力 100kW 以下）が、比較的小規模な（一般的に 2,000kW 以下）ものを総称して小水力という。

【取り組み】

- 先進事例、技術動向等の情報収集
- 県と連携した小水力発電導入に向けた検討
 - ・ 候補地の選定
 - ・ 流量等の基礎データの収集
 - ・ 事業化に向けた諸条件の検討
- 小水力発電設備導入に対する支援制度の検討



熊本県清和村発電所（砂防堰堤を取水堰として利用）

資料：全国小水力利用推進協議会HP

<http://j-water.jp/hmc/05%20Reference.html>



嵐山保勝会水力発電所（一級河川桂川）

資料: 全国小水力利用推進協議会HP

<http://j-water.jp/hmc/05%20Reference.html>

（３）太陽光・熱の活用

太陽光発電、太陽熱温水器は、ともに認知度の高いエネルギー利用設備です。現在では、太陽光発電と太陽熱温水器の併用や太陽熱利用ガス給湯システム、太陽熱集熱器対応型エコキュート(仮称)など、複数の設備を組み合わせて、より効率的に太陽熱を利用するシステムも開発されています。

南国土佐の輝く太陽の恵みを活用する設備の普及を図ります。

【取り組み】

- 公共施設への率先した導入
 - ・ 改築、設備更新時等に合わせた太陽光発電設備の導入
 - ・ 熱需要の高い施設への太陽熱温水器の導入検討
- 太陽光発電設備等設置費補助金の活用
- ソーラーハウス等太陽熱を効率よく利用するシステムに関する情報提供
 - ・ イベント等での太陽光・熱を利用する設備に触れて、体験できる機会の設定
 - ・ 町の広報、ホームページ等での情報提供



ウエル花夢管理棟



興津保育所

(4) 住民参加と地産地消の促進

地域資源を活用する資源循環型社会構築の実現には、住民・事業者の意識づけが大きな課題となります。住民・事業者の意識を高め、地域資源を活用する目的に関心を持ち、理解を深めることで、それぞれの立場で参加、協力しやすい土壌を造っていくことが求められます。

住民の意識醸成には情報提供が必要ですが、情報発信の一方通行にならないよう、集落担当者制度を活用した住民ニーズの把握とフィードバックにより、効果的な普及啓発を図ります。

【取り組み】

- 地域資源活用の積極的な情報発信とPRによる普及啓発
 - ・ 住民・事業者の関心と理解の向上、参加・協力の獲得と増加
 - ・ 町外の連携、協力者の獲得
 - ・ 支援制度等の周知
 - ・ 資源、製品の地産地消の促進
 - ・ 取り組みの進捗状況の情報発信
- 住民・事業者のニーズ把握
 - ・ 普及啓発活動に対する住民評価、意見の把握とフィードバック
 - ・ 効果的な普及啓発活動の工夫・改善



プロジェクト3. 四万十町まるごと体験交流

目 的：四万十町の資源と強みを活かした独自の体験交流プログラムによる地域活性化

背 景

本町は、四万十川流域の文化的景観から、「小室の浜海水浴場」を有する県立興津自然公園まで、多様で優れた自然と景観に恵まれています。また、道の駅や民宿、自然にふれあえるキャンプ場などの体験施設、海水浴場、温泉など観光・レクリエーションの場のほか、歴史的、文化的な資源を多数有しています。

これらの環境と地域資源を活かした交流人口の拡大と地域の活性化が求められています。

内 容

本町の山から海までに至る豊かな自然や景観を保全するとともに、体験・交流の資源として効果的に活用することにより、地域の活性化を推進します。

本町の資源（自然、景観、歴史、文化、暮らし、産業、まちづくり等）の「強み」を見直し、他地域との差別化、独自性を訴求することにより、他には負けない、一味違う体験・交流のフィールドをめざします。

本町の山・川・海を活かした独自の体験・参加型の交流事業を推進するため、観光施設等の整備とともに、観光ガイド組織の強化、「地域の先生」としてインストラクターや指導者となる人材の育成を図ります。

【取り組み】

- 他地域との差別化、独自性の訴求
 - ・ 四万十町の資源を他地域との差別化、独自性訴求の観点から分析・評価
 - ・ 来訪者に対するアンケート調査による実態調査、ニーズ把握
 - ・ 町内資源の連携の現状確認と新たな組み合わせ、連携の強化
 - ・ “印象に残る四万十町” 体験と “おもてなしの心” による再訪者、再利用者の創出
 - ・ 道の駅の連携と「四万十町まるごと情報伝達」の強化
 - 道の駅相互のPR強化、イベントの共同開催、共通特典の提供など
- 「四万十町独自の自然、景観、歴史、文化、暮らし、産業、まちづくり等の姿をまるごと伝える」という目的を持った環境体験交流プログラムの企画、実施
 - ・ 四万十町の自然体験
 - 山・川・海での観察・学習・体感・体験
 - ・ 四万十町の産業・暮らし体験
 - 農産物の栽培・収穫体験、農産物の加工体験、鮎漁体験



道の駅あぐり窪川

- ・各種イベントの企画や、既存イベントを活用した体験メニューの実施
 - ・修学旅行にも対応できる体験型プログラムの開発
 - ・サイクリングセンターの整備、四万十川周遊ルートの設定など、四万十町をまるごと見てもらう戦略的なプランの実施
- 観光施設等の整備
 - ・受け入れ態勢の整備、推進
イメージを統一した誘導標識の設置、観光マップの作成
 - ・新たな観光施設や宿泊施設の整備
 - インストラクターや指導者となる人材の育成
 - ・インストラクター養成講座等の開催
 - ・ガイド組織の育成
 - 集客交流産業の振興
 - ・来訪者の満足度を高める商・工・サービス業の育成
 - ・体験交流事業の企画力、コーディネート力の養成
 - ・既存観光施設、団体の勉強会やセミナー開催
 - 広域観光・広域交流の推進
 - ・観光資源のネットワーク化の推進
 - ・差別化、独自性発揮による広域連携効果の向上（他地域に負けない連携の実現）



森が内桜公園



四万十大正あゆまつり



米・こめフェスタ



龍王の滝

四万十町環境基本計画リーディングプロジェクトのイメージ

山・川・海 自然が 人が元気で 四万十町
～自然と共生する未来づくり～

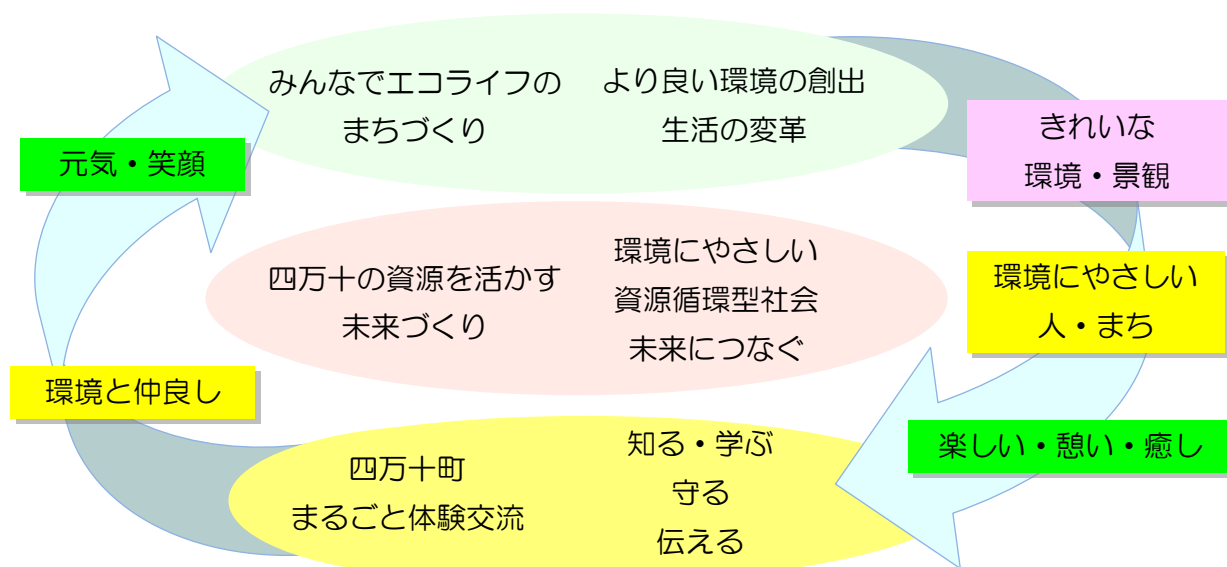


図 6-3-1 リーディングプロジェクトのイメージ図

第7章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進体制

町民・事業者・行政の連携と協働のもと、環境施策やリーディングプロジェクトを効果的に推進するため、以下の推進体制を整備します。

庁内において環境基本計画庁内推進委員会（仮称）を設け、施策に対する庁内の合意、関係各部署との調整を図ります。

地域が一体となった推進を図るため、四万十町環境審議会、町民、各種団体、事業者、行政等の連携を密にし、取り組みの内容に応じた協働体制をとることとします。

四万十町環境審議会は、環境基本計画にあげた施策、プロジェクトの進捗状況をチェックし、より効果的な実施に向けた推進方策を検討するとともに、各主体が環境に関する取り組みを進めるうえでの、問題点や課題等の情報を共有し、各主体の多様な連携方策を検討します。また、必要に応じて、専門的な知見を有する有識者、大学等の研究機関、国・県の関係機関等に助言、支援等を依頼することとします。

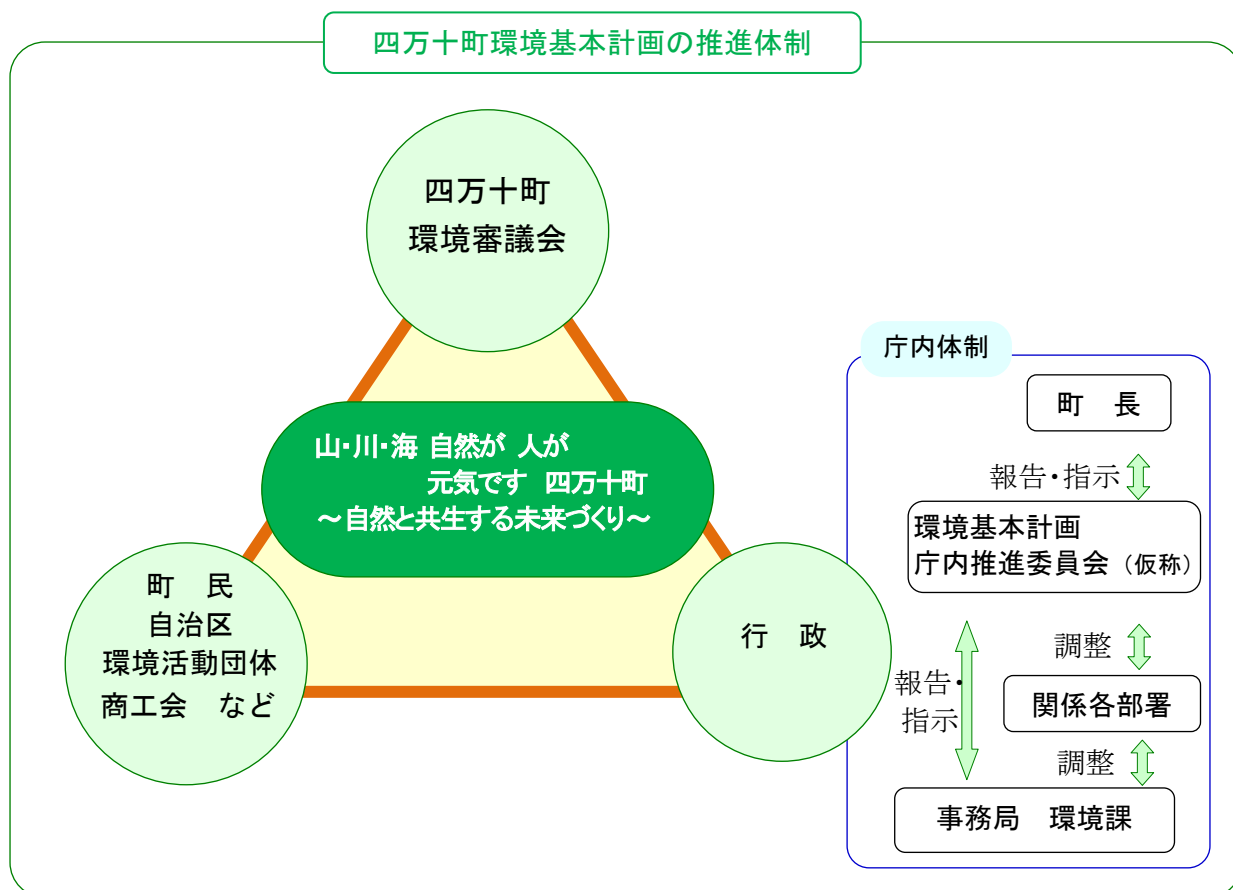


図 7-1-1 推進体制図

第2節 計画の進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

このため環境マネジメントシステムの考え方を採り入れて、PDCAサイクルにより計画の進行管理を行います。PDCAとは、PLAN（計画）、DO（実施・運用）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）のことで、これらを繰り返し行っていくことで計画の進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。PDCAの大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めるとともに、施策推進の円滑化を図ります。

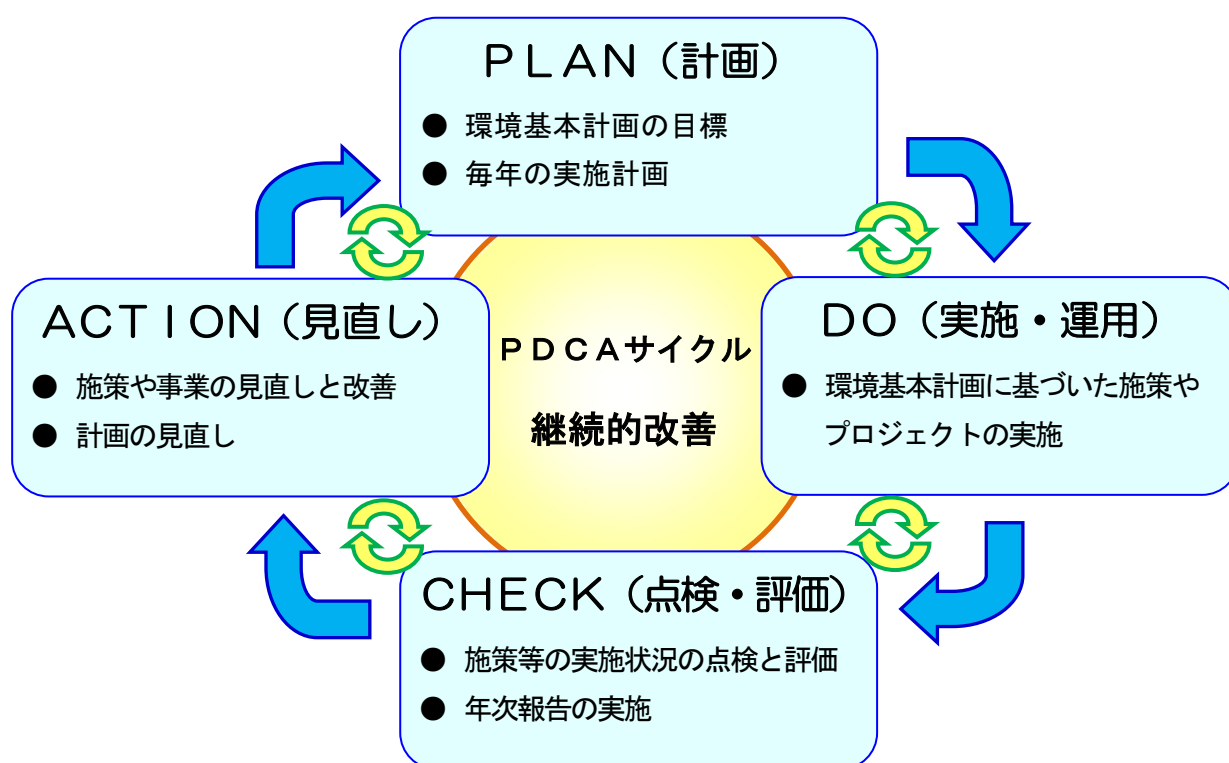


図 7-2-1 PDCAサイクル

